

福島市・飯野町まちづくり基本計画

平成19年4月

福島市・飯野町合併協議会

平成31年3月変更 福島市

目 次

序章	1
1 はじめに	1
2 市町村合併の動向	2
3 計画の策定方針	4
第1章 新市の現状	6
1 歴史・自然	6
2 新市の概況	9
第2章 新市まちづくりの基本方針	26
1 新市まちづくりの将来像	26
2 新市まちづくりの基本理念	28
3 新市まちづくりの基本方針	33
第3章 新市まちづくりの施策	35
1 安心して快適に暮らせるやすらぎのまち（暮らし）	37
2 心ふれあうにぎわいのあるまち（交流）	49
3 豊かな自然と里山文化が息づく美しいまち（風物）	55
4 生きがいと個性あふれる人間尊重のまち（人）	60
5 知恵と技が映える元気なまち（活力）	65
第4章 新市における福島県事業の推進	70
第5章 公共的施設の適正配置と整備	72
第6章 施策の推進に向けて	73
第7章 財政計画	78

序章

1 はじめに

福島市と飯野町は、以前に設置されていた福島市・川俣町・飯野町合併協議会の規約改正により、平成 19 年 1 月から福島市・飯野町合併協議会として協議を開始しました。

本合併協議会では「市町村の合併の特例等に関する法律」(以下「合併新法」という。)第 6 条に基づく合併市町村基本計画として「福島市・飯野町まちづくり基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定することとしました。

基本計画は、合併すると仮定した場合の合併後の新市のまちづくりの基本方針を示すものです。

基本方針

- 両市町の総合（振興）計画を参考とし、それぞれの地域の特性に配慮するものとする。
- 新市の一体性の確立を図るものとする。
- 新市の住民福祉の向上を図るものとする。
- 新市の均衡ある発展に資するものとする。
- 新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進するものとする。
- 住民の目線に立ったまちづくりに配慮するものとする。
- 合併の是非を検討する参考資料の一つとするものとする。
- 合併すると仮定して作成するものとする。

2 市町村合併の動向

国民の価値観の変化やモータリゼーションの進展に伴う社会環境の変化に的確に対応するため、地方自治体が地域課題の解決や地域づくりに対して主体的に取り組めるよう、平成 12 年に地方分権一括法が施行され、地方分権が動きはじめました。これに伴い、市町村では、旧合併特例法、平成 17 年施行の合併新法に基づき、効率・効果的な行財政運営を目的とした自主的な市町村合併が進められてきました。

本地域においても、地域を取り巻く急速な環境の変化に効率・効果的に対応するため、合併を一つの手段としたまちづくりの是非について検討が行われています。

1) 地域を取り巻く環境の変化

地域を取り巻く環境は急速に変化しており、地方分権、少子・高齢社会、生活圏の広域化などへの対応が求められています。

(1) 地方分権への対応

地方分権一括法の施行後、三位一体改革などにより行政能力の向上が求められています。また、行政主導型から市民協働型まちづくりへの移行が求められています。

(2) 少子・高齢社会への対応

安心して子供を産み育てられ、高齢者が生きがいを持っていきいき暮らせる環境づくりなど、様々な少子・高齢化対策が求められています。

(3) 高度情報化への対応

様々な分野において、IT 技術を活用したサービスの充実、情報セキュリティ確立への対応が求められています。

(4) 自然との共生

豊かな自然や生活環境を守るため、日常生活の中でも、一人ひとりに環境問題への積極的な対応が求められています。

(5) 地域資源の活用

地域資源を積極的に活用し、地域ブランド力を高め、地域のにぎわいを図ることが求められています。

(6) 生活圏の広域化への対応

地域の一体性、相互連携から、生活圏としての多種多様な公共サービスの拡大への対応が求められています。

(7) 産業構造変革への対応

産学官の連携や産業間の交流、地域力を活かした新たな産業の育成、技術開発などにより産業の振興を図ることが求められています。

2) 市町村合併の状況

旧合併特例法においては、平成 18 年 3 月 31 日現在で、市町村数は 3,227 から 1,821 に減少しています。

また、合併新法下では、平成 19 年 1 月 1 日現在、10 の法定協議会、3 の任意協議会、22 のその他の研究会において、165 市町村が合併に関する協議をしています。

表 市町村合併の状況

	H13.3.31	H14.3.31	H15.3.31	H16.3.31	H17.3.31	H18.3.31
市	670	672	675	689	732	777
町	1,990	1,985	1,976	1,903	1,423	846
村	567	566	561	540	366	198
計	3,227	3,223	3,212	3,132	2,521	1,821

資料：市町村数の推移／総務省

◎現在協議中の合併協議会等の設置状況（平成 19 年 1 月 1 日時点）

	法定協議会(注)	任意協議会	その他研究会	合計
設置数	10	3	22	35
構成市町村	22	17	126	165

(注) 旧法下で設置された法定協についても、新法下で設置されたものとして取り扱うこととされている。
(市町村の合併の特例等に関する法律附則第 4 条)

3 計画の策定方針

1) 趣旨

基本計画は、合併新法第6条に基づく法定計画として策定するもので、福島市、飯野町が合併した場合の新市における円滑な運営の確保、新市の速やかな一体性の促進、住民福祉の向上および地域の個性を活かした均衡ある発展を図るものとします。

なお、新市の目指すべき方向性についてのより具体的な内容については、新市において策定する総合計画に委ねます。

2) 基本計画の位置付け

(1) 既存計画との関係

これまでも両市町では、地域特性を活かし、住民の要望に応えた総合計画や振興計画を策定してきました。

基本計画は、両市町の総合計画および振興計画に基づきながら、地域の特性を活かした計画として策定しました。

(2) 新市総合計画との関係

合併後、地方自治法第2条第4項に規定されている新市の基本構想および総合計画を策定します。

なお、新市の総合計画の策定にあたっては、本基本計画を尊重し、その趣旨・内容などを踏まえながら策定することとしますが、今後の財政状況や社会状況などに柔軟に対応していく必要があります。

3) 計画の対象地域

福島市、飯野町の地域を対象とします。

4) 計画の期間

基本計画の期間は、2008年度から2027年度までの20年間を想定します。

5) 計画の構成

基本計画は、序章および第1章から第7章で構成されています。

福島市・飯野町まちづくり基本計画

序章

基本計画策定の背景や位置付けを整理しています。

第1章 新市の現状

歴史・自然など新市の現状を整理しています。

第2章 新市まちづくりの基本方針

新市の将来像やまちづくりを進めるための基本的な考え方を整理しています。

第3章 新市まちづくりの施策

新市まちづくりのための施策の概要を整理しています。

第4章 新市における福島県事業の推進

新市まちづくりにおける福島県の役割を整理しています。

第5章 公共的施設の適正配置と整備

新市における公共施設統合整備の基本的な考え方を整理しています。

第6章 施策の推進に向けて

新市まちづくりにおける市民と行政のあり方などを整理しています。

第7章 財政計画

合併後の20年間の財政見通しについて整理しています。

第1章 新市の現状

1 歴史・自然

1) 位置・地勢

福島県中通り地方の北部に位置し、阿武隈川流域に広がる福島盆地に含まれる地域と阿武隈高地、吾妻連峰に含まれる地域から構成され、767.74 km²の広大な面積を有しています。

気候は、盆地状の地形の影響を受けた内陸性気候のため季節間の気温差が比較的大きくなっていますが、県内では浜通り地方に次いで温暖な地域です。

東北新幹線や東北自動車道が縦貫し、国道が縦横に走る交通の要衝であり、首都圏から300km圏内に位置する南東北の中核都市となっているとともに、山形新幹線の起点であるなど、首都圏と東北圏、太平洋圏と日本海圏を結ぶ交通の結節点として重要な役割を担っています。

今後、東北中央自動車道などの整備の促進により、山形県や秋田県、重要港湾相馬港を擁する浜通り地方との連携が強化されることが期待されています。

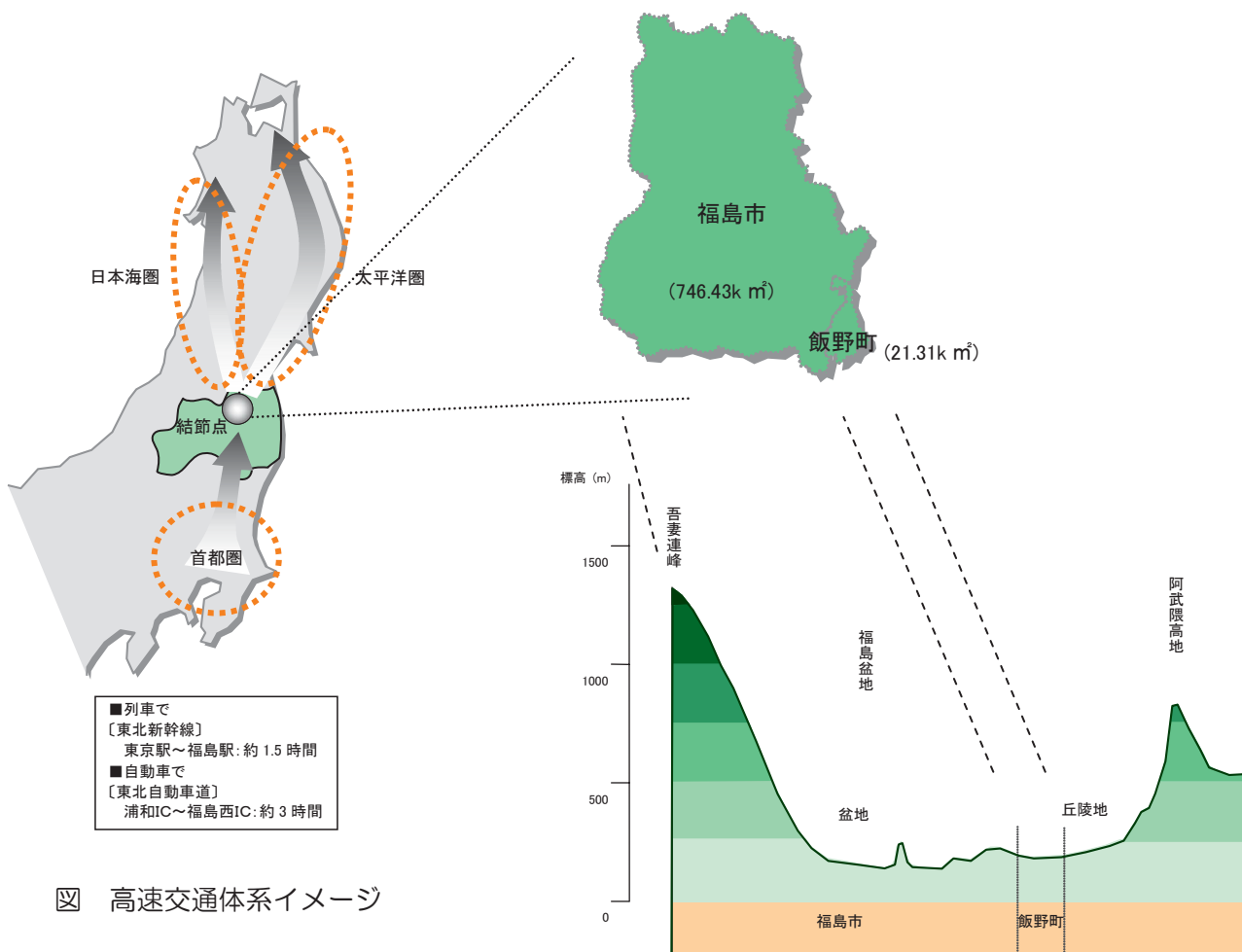


図 高速交通体系イメージ

図 地域断面イメージ

2) 歴史

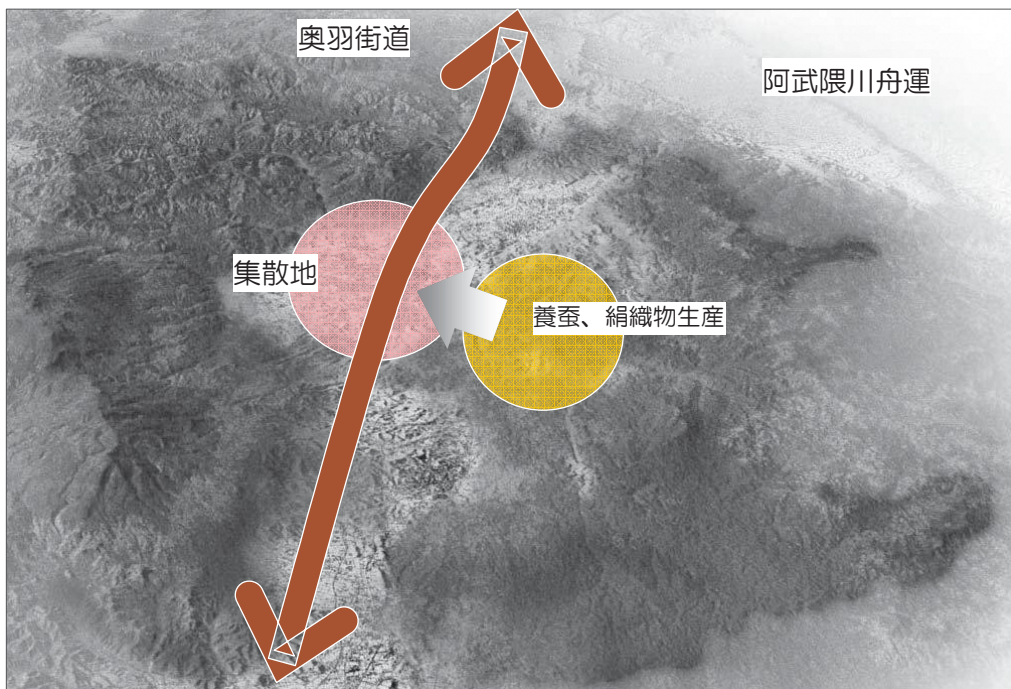
信夫・伊達地方には、旧石器時代から人が住むようになったといわれています。

やがて佐藤氏、伊達氏、蒲生氏、上杉氏などが支配し、江戸時代の約 300 年間は領主の交替が激しく、天領・大名領をくり返しながら城下町福島が形成されました。

こうした中で、信夫・伊達地方では、古くから蚕種、絹糸、絹織物の生産が盛んであり、1772 年（安永元年）には幕府から奥州蚕種本場銘が与えられ、現在の飯野町の地域も養蚕と絹織物が盛んな土地柄でした。

福島の城下町は、奥羽街道などの陸運や阿武隈川の舟運など交通の利便性を活かし、蚕種、生糸、絹織物の集散地として発展し、1899 年（明治 32 年）には東北初の日本銀行福島出張所が設置されました。

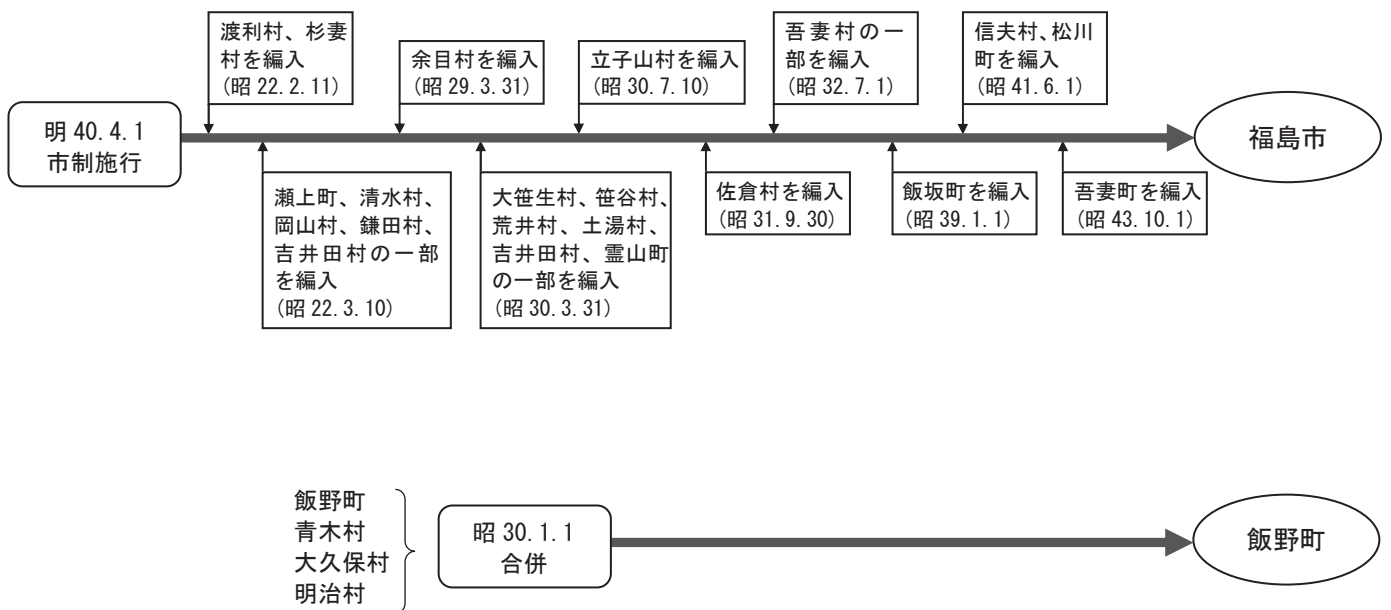
1926 年（大正 15 年）には、現在の福島市松川町から飯野町・川俣町まで鉄道（川俣線）が敷設され、1972 年（昭和 47 年）に廃止されるまで絹織物などの輸送手段として活躍しました。



3) 沿革

福島市は、1907年（明治40年）市制が施行され福島県の県都として栄え、1968年（昭和43年）の吾妻町との合併まで10回に及ぶ近隣町村との合併を経て現在に至っています。

飯野町は、1955年（昭和30年）の昭和の大合併の時期に、1町3カ村の合併を経て現在に至っています。



2 新市の概況

1) 人口・世帯数

(1) 人口

今後も人口の減少傾向が続くと予想され、65歳以上の老年人口割合は増加傾向にあり、高齢化が一層進行するものと予想されます。

表 将来推計人口（平成22～32年）

（単位：人）

	昭和60年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
合計	278,226	297,894	297,357	298,186	296,155	291,843
65歳以上	28,662	54,314	61,712	67,330	74,228	80,439
	10.3%	18.2%	20.8%	22.6%	25.1%	27.6%
15～64歳	187,948	196,968	192,084	188,627	181,803	173,768
	67.6%	66.1%	64.6%	63.2%	61.4%	59.5%
0～14歳	61,616	46,612	43,561	42,229	40,124	37,636
	22.1%	15.7%	14.6%	14.2%	13.5%	12.9%

資料：昭和60年～平成17年国勢調査、平成22年～推計人口

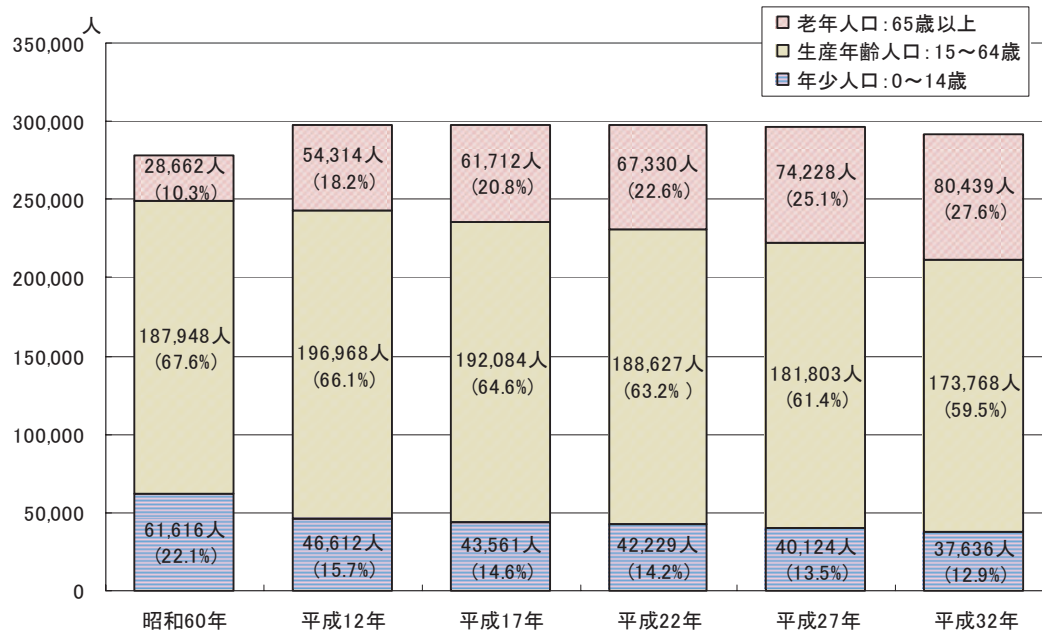


図 将来人口

資料：昭和60年～平成17年国勢調査、平成22年～推計人口

(2) 世帯数

世帯数は、昭和 60 年から平成 17 年まで増加し、今後も増加傾向は続く予想されます。

世帯人員数は、昭和 60 年から平成 17 年まで減少し、今後も減少傾向は続く予想されます。

表 世帯数および世帯人員数

	昭和60年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
世帯数 (世帯)	83,964	106,395	110,586	113,338	114,751	114,956
世帯人員数 (人/世帯)	3.31	2.80	2.69	2.63	2.58	2.54

資料：昭和 60 年～平成 17 年国勢調査、平成 22 年～推計人口

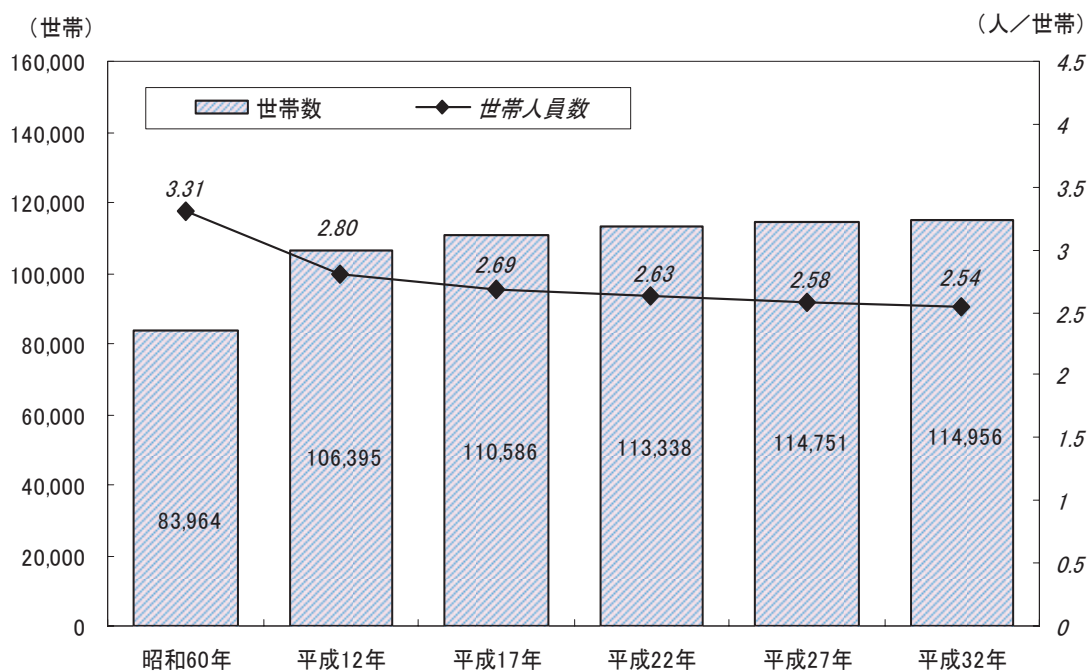


図 世帯数および世帯人員数

資料：昭和 60 年～平成 17 年国勢調査、平成 22 年～推計人口

(3) 産業別就業人口

就業人口は、昭和 60 年から平成 12 年までは増加していますが、平成 17 年には減少に転じ、今後も減少傾向は続く予想されます。

就業者人口も全体的に減少化傾向にあります。産業別構成比をみると、第 1 次および第 2 次産業の割合が減り、第 3 次産業の割合が増えています。今後もこの傾向が続くと予想されます。

表 産業別就業人口

	第一次産業就業者		第二次産業就業者		第三次産業就業者		全就業者数 (人)	生産年齢 人口 (人)
	就業者数 (人)	構成比	就業者数 (人)	構成比	就業者数 (人)	構成比		
昭和 60 年	15,007	11.1%	37,153	27.6%	82,527	61.3%	134,687	187,948
平成 12 年	9,275	6.4%	40,267	27.6%	96,406	66.0%	145,948	196,968
平成 17 年	7,958	5.6%	38,289	26.7%	96,905	67.7%	143,152	193,203
平成 22 年	6,891	4.9%	35,820	25.6%	97,036	69.5%	139,747	188,627
平成 27 年	5,926	4.4%	32,815	24.4%	95,927	71.2%	134,668	181,803
平成 32 年	5,071	3.9%	29,571	23.0%	94,000	73.1%	128,642	173,768

資料：昭和 60 年・平成 12 年国勢調査、平成 17 年～推計人口

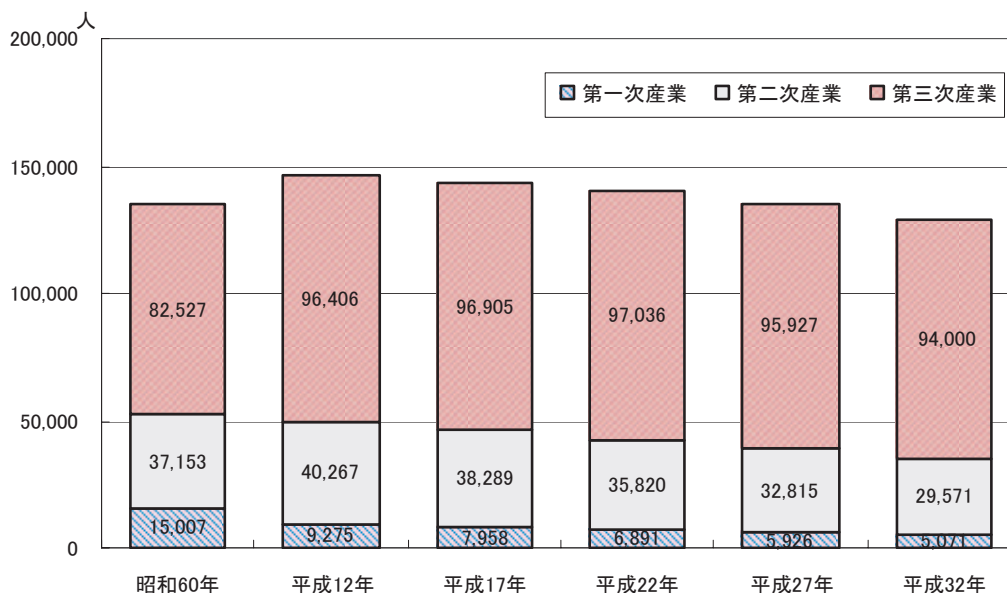


図 産業別就業人口

資料：昭和 60 年・平成 12 年国勢調査、平成 17 年～推計人口

(4) 産業

① 農業

平成 17 年の総農家数は 7,808 戸、経営耕地面積は 620,208a、兼業農家率は 77.0% となっております。

平成 16 年の農業産出額は 2,114 千万円であり、県値の 8.2%を占めています。

平成 15 年耕種品目別農業生産額の割合では、果実が 59.0%と高い割合を占めています。

一方で、耕作放棄地が増加しており、平成 17 年では福島県の耕作放棄地の面積 21,719ha に対して、福島市 1,508ha、飯野町 198ha となっています。

年齢別の農業就業者の状況をみると 65～69 歳、70～74 歳が多く、65 歳以上の割合が 51%と、高齢化が進行しています。

表 農家数および経営耕地面積（平成 17 年）

	農家数(戸)			経営耕地面積(a)		
	総農家	販売農家	自給的農家	総農家	販売農家	自給的農家
新市	7,808	5,598	2,210	620,208	580,585	39,623
福島県	104,511	80,597	23,914	12,392,758	11,959,021	433,737

資料：福島県産業統計グループ「世界農林業センサス結果報告書」(2005 年)

表 農業産出額

(単位：千万円)

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
新市	2,214	2,237	2,227	2,041	2,114
福島県	26,510	26,770	26,750	26,400	25,680
対県比	8.4%	8.4%	8.3%	7.7%	8.2%

資料：福島県農林水産統計年報

(人)

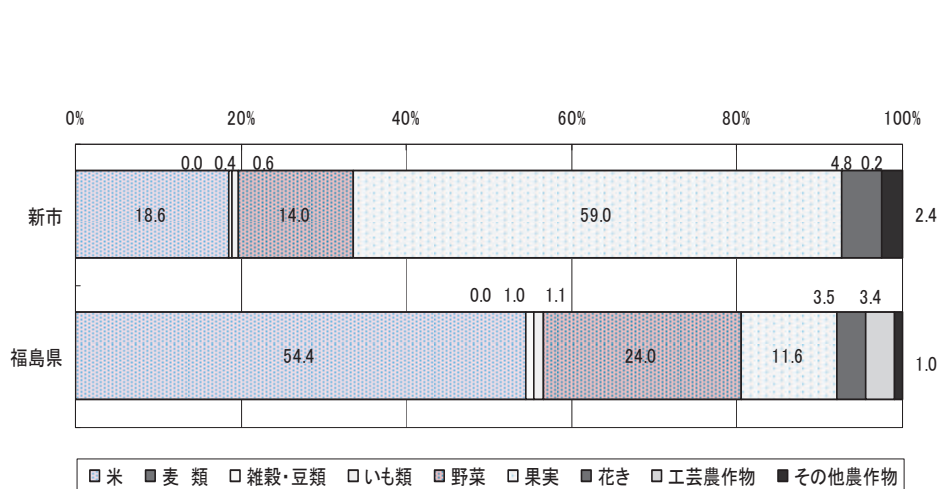


図 平成 15 年 耕種品目別農業生産額の割合

資料：福島県統計年鑑 2006

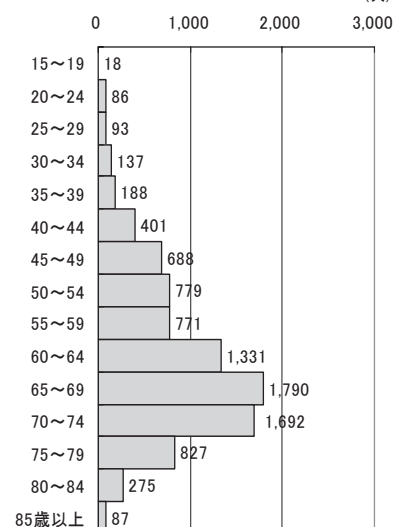


図 年齢別就業者数

資料：国勢調査(平成 12 年)

② 工業

平成 16 年の事業所数は 454 カ所、従業者数は 19,001 人、製造品出荷額等は 628,151 百万円となっており、平成 11 年と比較すると事業所数は 21.7%減、従業者数は 17.1%減、製造品出荷額等は 11.3%減となっています。福島県に占める割合は、事業所数 8.8%、従業者数 10.5%、製造品出荷額等 11.5%です。

県内シェアをみると、福島市では「印刷」、「情報」、「金属」、飯野町では「繊維」、「機械」が高い割合を占めています。

表 事業所数と従業者数

(単位:所、人、百万円)

	事業所数				従業者数				製造品出荷額等			
	平成11年	平成16年	対比		平成11年	平成16年	対比		平成11年	平成16年	対比	
			増減数	増減率			増減数	増減率			増減数	増減率
新市	580	454	▲126	▲21.7	22,911	19,001	▲3,910	▲17.1	708,312	628,151	▲80,161	▲11.3
福島県	6,445	5,166	▲1,279	▲19.8	203,652	180,936	▲22,716	▲11.2	5,389,683	5,485,297	95,614	1.8
対県比	9.0%	8.8%	-	-	11.3%	10.5%	-	-	13.1%	11.5%	-	-

資料：工業統計表

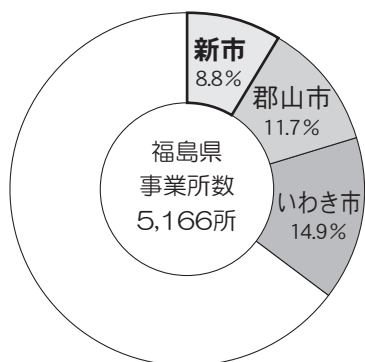


図 県内の事業所数のシェア率

資料：平成 16 年工業統計表

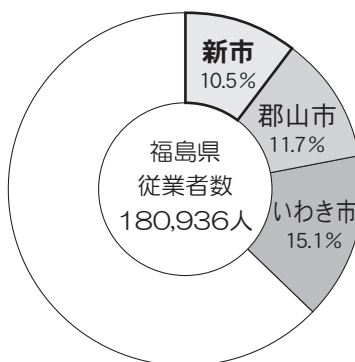


図 県内の従業者数のシェア率

資料：平成 16 年工業統計表

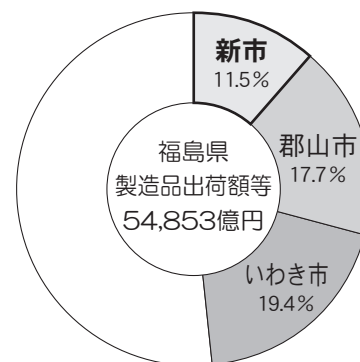


図 県内の製造品出荷額等のシェア率

資料：平成 16 年工業統計表

表 平成 16 年 製造品出荷額等 (県内シェアの上位5つと出荷額)

順位	福島市			飯野町		
	分類	金額 (万円)	県内シェア	分類	金額 (万円)	県内シェア
	合計	61,635,095	11.2%	合計	1,180,034	0.2%
1位	印刷	2,074,594	32.2%	繊維	60,615	8.4%
2位	情報	26,265,292	29.4%	機械	883,408	2.8%
3位	金属	6,204,178	26.5%	衣服	23,917	0.4%
4位	窯業	4,045,296	20.0%	金属	67,516	0.3%
5位	食料	4,721,506	17.4%	電気	29,929	0.1%

資料：平成 16 年工業統計表

③ 商業

平成 16 年の小売業は、商店数が 2,934 店、従業者数が 19,860 人、年間販売額が 336,073 百万円であり、それぞれ県値の 12.6%、15.3%、16.2%を占めています。

次に卸売業では、商店数が 864 店、従業者数が 7,931 人、年間販売額が 582,752 百万円であり、それぞれ県値の 16.0%、18.9%、22.1%を占めています。

小売業の平成 11 年と平成 16 年との比較では、商店数・従業者数・年間販売額が減少しています。また、卸売業は小売業と比較すると大幅に減少しています。

表 商業の状況

(単位:店、人、百万円)

	商店数				従業者数				年間販売額			
	小売業		卸売業		小売業		卸売業		小売業		卸売業	
	平成 11 年	平成 16 年	平成 11 年	平成 16 年	平成 11 年	平成 16 年	平成 11 年	平成 16 年	平成 11 年	平成 16 年	平成 11 年	平成 16 年
新市	3,182	2,934	971	864	20,195	19,860	9,503	7,931	352,692	336,073	636,517	582,752
福島県	25,859	23,237	6,172	5,407	129,838	129,553	50,468	42,033	2,181,966	2,078,776	3,301,676	2,641,859
対県比	12.3%	12.6%	15.7%	16.0%	15.6%	15.3%	18.8%	18.9%	16.2%	16.2%	19.3%	22.1%

資料：商業統計表

小売業

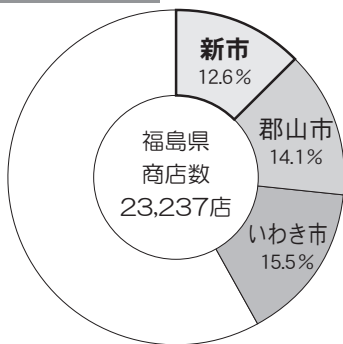


図 県内の商店数のシェア率

資料：平成 16 年商業統計表

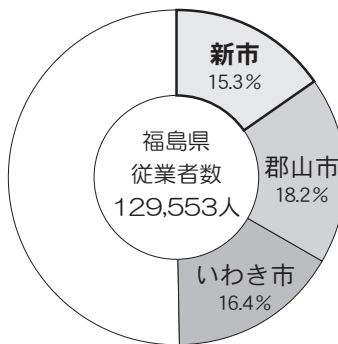


図 県内の従業者数のシェア率

資料：平成 16 年商業統計表

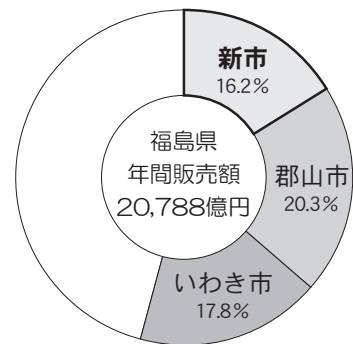


図 県内の年間販売額のシェア率

資料：平成 16 年商業統計表

卸売業

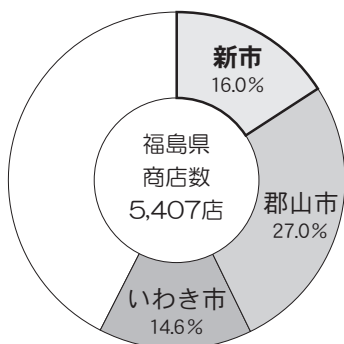


図 県内の商店数のシェア率

資料：平成 16 年商業統計表

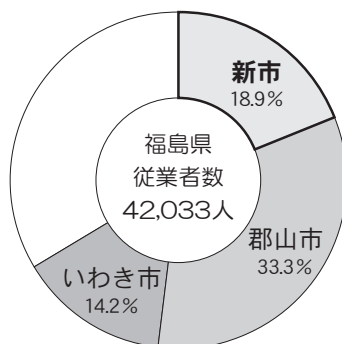


図 県内の従業者数のシェア率

資料：平成 16 年商業統計表

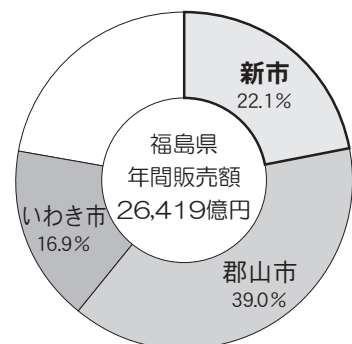


図 県内の年間販売額のシェア率

資料：平成 16 年商業統計表

④ 観光

平成 16年の主な観光地入込み客数は 365 万人で、福島県の観光地入込み客数の 8.7%にあたります。その内の 62.1%が日帰り客となっています。

観光客の目的別入込み状況としては、温泉が最も多く 50.3%を占めています。次いで、スカイラインなどの行楽地、夏祭りとなっています。

新市は、吾妻山系、安達太良山系の磐梯朝日国立公園をはじめ、多様な自然に恵まれています。吾妻山では、年間 3 万人の登山者があり、また、スカイラインには年間 62 万人が訪れています。さらに、飯坂、土湯、高湯など温泉にも恵まれており、これらの温泉には、新市の観光客の 50%にあたる 184 万人が訪れています。

新市には、多様な歴史・文化が保存・継承されており、たくさんのお祭りが開催されています。

また、農業が盛んであり、多様な農産物が生産されています。中でも、福島市はもも、なし、りんごなどのくだもの生産が盛んで、くだもの生産額で県内シェア 43.6%を有しています。飯野町ではタラノメなどが特産品となっています。

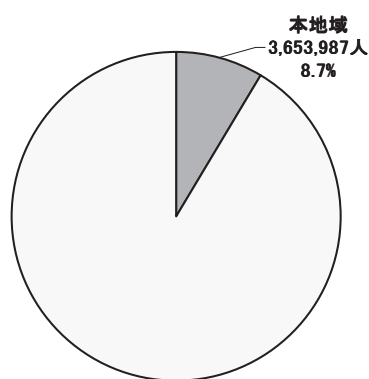


図 観光客のシェア

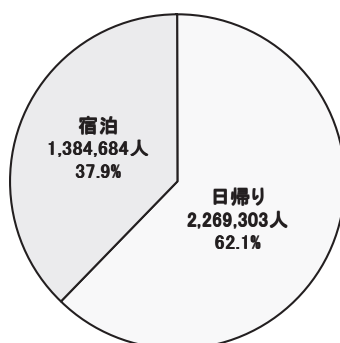


図 宿泊と日帰りの割合

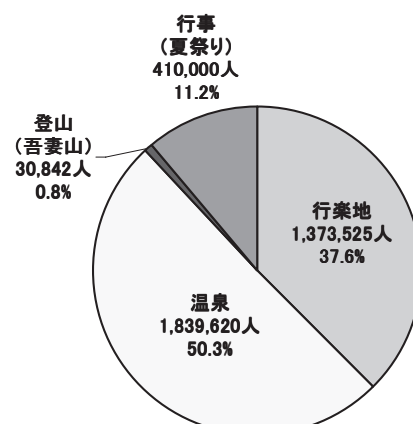


図 観光目的別の入込み状況

資料：平成 17 年版福島県勢要覧

表 観光・文化、伝統行事・伝統芸能、特産品

	福島市	飯野町
観光・文化	磐梯朝日国立公園 飯坂・土湯・高湯温泉 四季の里、花見山、花の写真館 国指定史跡宮畑遺跡 古関裕而記念音楽祭	飯野堰堤公園 阿武隈ライン 千貴森(UFO ふれあい館)公園 国指定史跡和台遺跡
伝統行事・ 伝統芸能	信夫三山眺まいり 福島わらじまつり 飯坂けんか祭り 岡山の水かけ祭り 大波の三匹獅子舞 金沢の羽山ごもり	大宮神社夏越し輪くぐり 大宮神社の祭礼による子供みこしコンクール 伝統あるお宮入り 町文化祭 芸能祭
特産品	くだもの(もも、なし、りんご、ぶどう、さくらんぼ等)、 土湯こけし、こんにゃく、麦せんべい、凍豆腐、福島つむぎ、 先達窯、ゆず料理とゆず菓子、おんせん玉子、いかにんじん	まゆ、肉鶏、肉豚、タラノメなどの農産品、りんご、キウイフルーツなどのくだもの、絹織物(絹製品ネクタイ、スカーフ等)、りんごジュース、純米酒「千貴森」

資料：平成 18 年版福島県市町村要覧

(5) 生活圏

① 通勤圏

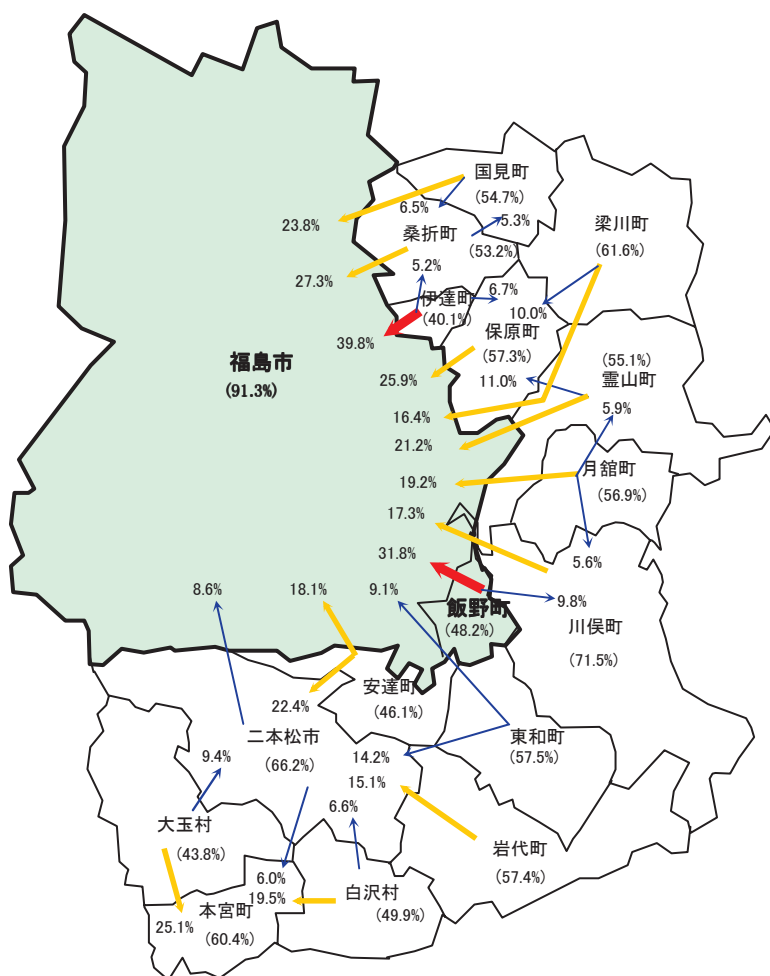
各市町の地域とも自市町内に通勤する就業者数が最も多く、いずれも4～9割となっています。飯野町の町外への通勤では福島市の割合が高く、31.8%を占めています。

表 通勤流動（通勤者の多い市町村上位10）

(単位：人)

福島市					飯野町				
就業人口		143,864	100.0%		就業人口		3,496	100.0%	
自市町村		131,293	91.3%		自市町村		1,686	48.2%	
通勤先	1位	郡山市	1,748	1.2%	通勤先	1位	福島市	1,110	31.8%
	2位	保原町	1,529	1.1%		2位	川俣町	342	9.8%
	3位	二本松市	1,396	1.0%		3位	二本松市	94	2.7%
	4位	宮城県	1,113	0.8%		4位	安達町	73	2.1%
	5位	伊達町	1,053	0.7%		5位	郡山市	46	1.3%
	6位	桑折町	824	0.6%		6位	東和町	30	0.9%
	7位	安達町	692	0.5%		7位	保原町	21	0.6%
	8位	川俣町	544	0.4%		8位	本宮町	16	0.5%
	9位	梁川町	497	0.3%		9位	宮城県	13	0.4%
	10位	国見町	415	0.3%		10位	伊達町	8	0.2%

資料：平成12年国勢調査



凡例	
	30%以上
	15%以上 30%未満
	5%以上

※ ()内数字は自市町村内

(単位：人)

新市				
就業人口		147,360	100.0%	
自市町村		132,979	90.2%	
通勤先	1位	郡山市	1,794	1.2%
	2位	保原町	1,550	1.1%
	3位	二本松市	1,490	1.0%
	4位	宮城県	1,126	0.8%
	5位	伊達町	1,061	0.7%

② 通学圏

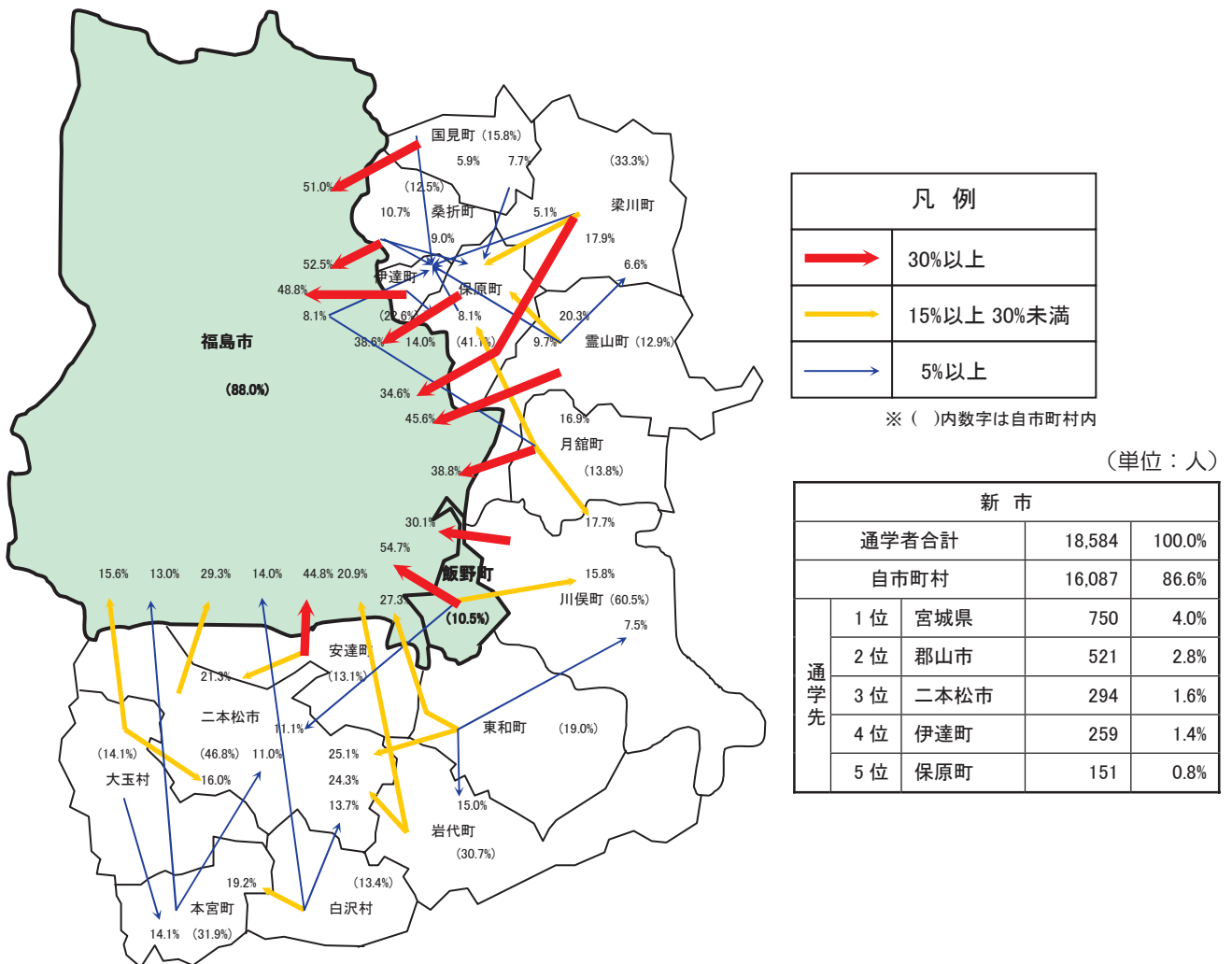
福島市は自市内への通学者数が最も多く、88.0%となっています。飯野町では、福島市への通学者数が54.7%と高い割合を示しています。これは、飯野町内に高等学校が存在しないことによるものと考えられます。

表 通学流動（通学者の多い市町村上位5）

（単位：人）

福島市					飯野町				
通学者合計		18,242	100.0%	通学者合計		342	100.0%		
自市町村		16,051	88.0%	自市町村		36	10.5%		
通学先	1位	宮城県	738	4.0%	通学先	1位	福島市	187	54.7%
	2位	郡山市	510	2.8%		2位	川俣町	54	15.8%
	3位	二本松市	256	1.4%		3位	二本松市	38	11.1%
	3位	伊達町	256	1.4%		4位	宮城県	12	3.5%
	5位	保原町	151	0.8%		5位	郡山市	11	3.2%

資料：平成12年国勢調査



③ 医療圏

医療圏では、入院先として福島市が大半を占めています。外来では、福島市と飯野町で福島市への通院が多く、飯野町から福島市への通院は59.4%と高い割合を示しています。

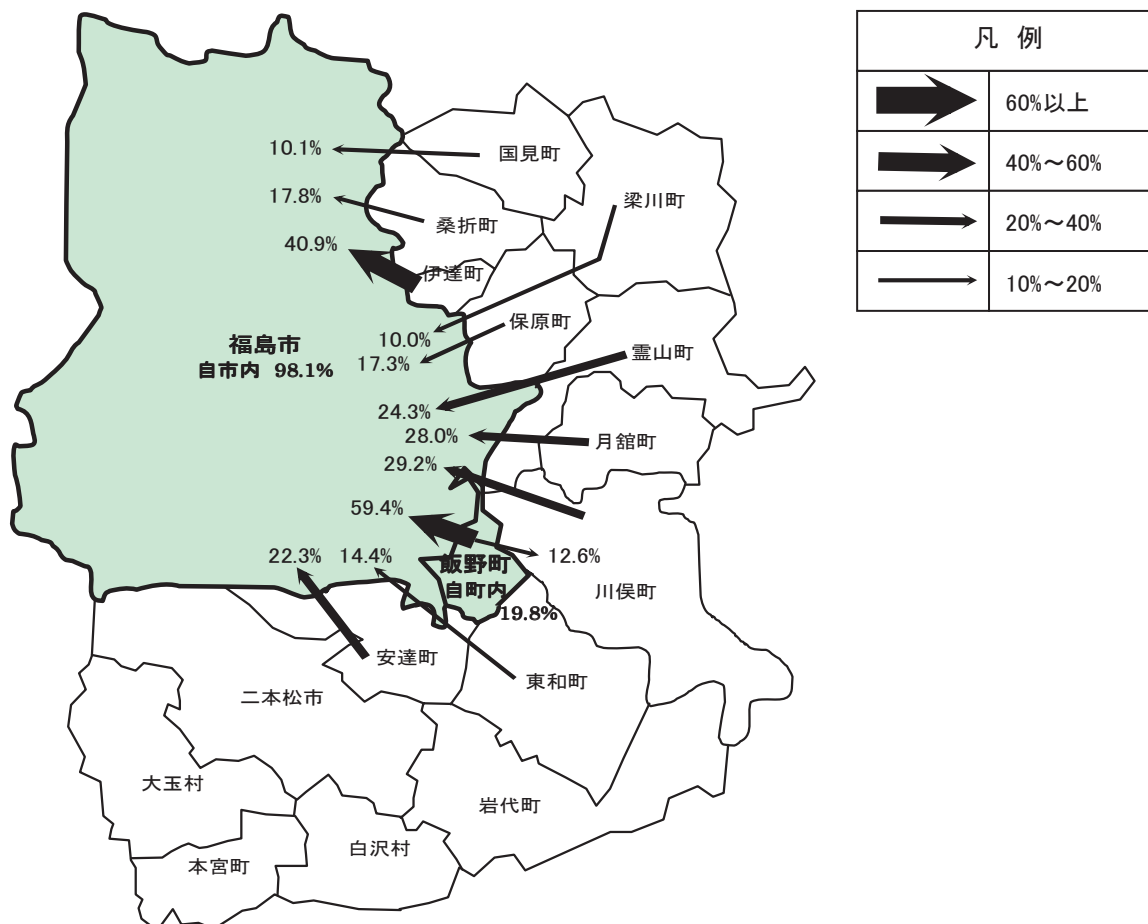
表 住所地別・受療地別構成割合

(単位: %)

		通院先(入院)				通院先(外来)			
		福島市	飯野町	その他	合計	福島市	飯野町	その他	合計
居住地	福島市	91.3	0.0	8.7	100.0	98.1	0.0	1.9	100.0
	飯野町	86.9	1.2	11.9	100.0	59.4	19.8	20.8	100.0

資料：平成13年度福島県患者調査の住所地別・受療地別構成割合

■ 外来



④ 商圈

消費購買動向調査による商圈をみると、食料品を除いて、福島市への地域からの流入が大部分を占めています。

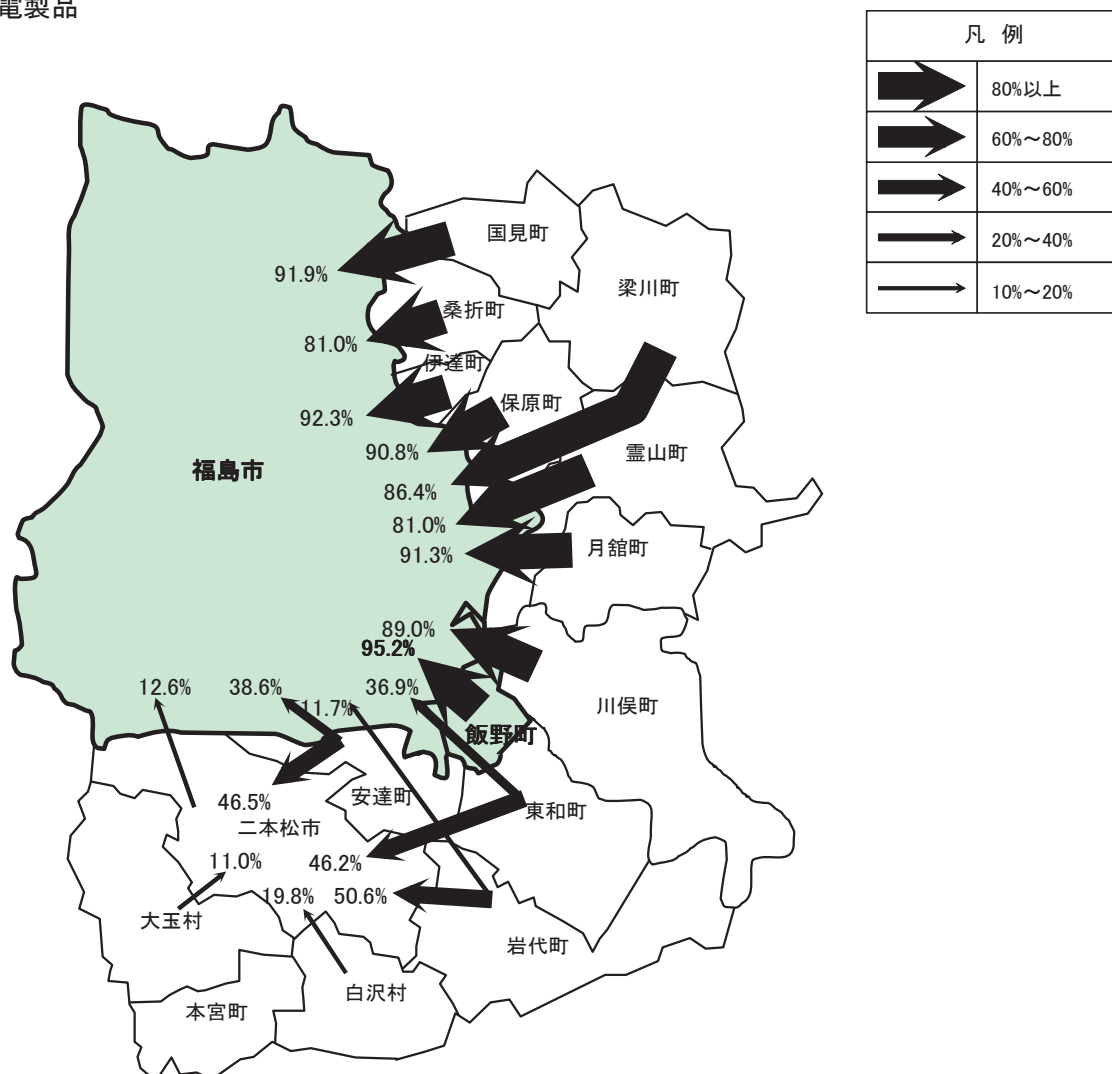
表 品目別の買い物場所

(単位: %)

居住地		福島市	飯野町	
買い物場所		自市	自町	福島市
品目	背広・スーツ	96.2	0.0	96.9
	セーター・ブラウス	95.8	0.0	90.5
	下着	98.0	1.6	81.3
	家電製品	99.2	3.2	95.2
	食料品	98.2	41.5	35.4
	家族連れの外食	95.8	0.0	93.8

資料：平成15年度消費購買動向調査結果報告書（福島県商工労働部）

■家電製品



(6) 生活基盤

① 道路（市道・町道）

平成 17 年度の道路改良率は、全体で 50.2%です。福島市で 50.7%、飯野町で 41.7%となっています。

表 道路（市道・町道）の状況（平成 17 年度）

	実延長 (m)	路線数	改良済延長 (m)	改良率 (%)	舗装済延長 (m)	舗装率 (%)
福島市	2,692,745	6,649	1,366,267	50.7	1,916,955	71.2
飯野町	156,397	407	65,187	41.7	87,670	56.1
新市	2,849,142	7,056	1,431,454	50.2	2,004,625	70.4

資料：平成 17 年度道路施設現況調査

② 上水道

上水道普及率は全体で 98.8%です。これは福島市が 99.3%と高いためであり、飯野町は 77.7%となっています。

表 上水道の状況

(単位：人、箇所、%)

	行政区域内 総人口	上水道		簡易水道		専用水道		合計		普及率	飲料水 供給施設	
		箇所数	現在 給水 人口	箇所数	現在 給水 人口	箇所数	現在 給水 人口	箇所数	現在 給水 人口		箇所数	現在 給水 人口
福島市	289,188	1	278,169	14	6,376	22	2,672	37	287,217	99.3	8	624
飯野町	6,564	1	5,099	-	-	-	-	1	5,099	77.7	-	-
新市	295,752	2	283,268	14	6,376	22	2,672	38	292,316	98.8	8	624

資料：平成 16 年度福島県の水道(平成 17 年 3 月 31 日現在)

③ 汚水処理

平成 16 年度の汚水処理人口普及率は、福島市 69.6%、飯野町 19.9%となっています。

表 汚水処理

(単位：人、%)

	住民基本 台帳人口 (年度末)	下水道 処理人口	農業集落排 水整備人口	合併処理 浄化槽 整備人口	その他 整備人口	計	
						処理・ 整備人口	普及率
福島市	288,261	155,137	2,323	43,153	0	200,613	69.6
飯野町	6,707	0	0	1,333	0	1,333	19.9
新市	294,968	155,137	2,323	44,486	0	201,946	68.5

資料：福島県下水道グループ(業務資料)(平成 16 年度末現在)

④ し尿処理

平成 13 年度の衛生処理率は 99.9%です。市町別にみると、福島市 99.9%、飯野町 99.7%となっています。

表 し尿処理

	処理計画人口 (人) a	処理人口 (人) b	年間総排出量 (kl) c	年間総収集量 (kl) d	総処理量 施設処理 (kl) e	実施率 (%) b/a	収集率 (%) d/c	自家処理量(kl)			し尿衛生 処理率(%) (e+f+g)/c	
								下水道 放流 f	浄化槽 g	その他		
福島市	290,855	34,655	156,926	26,008	26,008	11.9	16.6	130,918	64,340	66,478	100	99.9
飯野町	6,887	4,158	3,004	1,468	1,468	60.4	48.9	1,536	0	1,526	10	99.7
新市	297,742	38,813	159,930	27,476	27,476	13.0	17.2	132,454	64,340	68,004	110	99.9

資料:平成 14 年度市町村公共施設状況調査

⑤ ごみ処理

平成 13 年度のごみ収集率は 99.4%です。市町別にみると、福島市 99.7%、飯野町 82.5%となっています。

表 ごみ処理

	処理計画人口 (人) h	処理人口 (人) i	年間総排出量 (t) j	年間総収集量 (t) k	実施率 (%) i/h	収集率 (%) k/j	年間総処理量(t)			焼却 処理率 (%) l/j	埋立 処理率 (%) m/j	圧縮・ 破碎 処理量 (t)	自家 処理量 (t)	
							焼却 処理 l	埋立 処理 m	その他					
福島市	290,855	289,833	137,130	136,757	99.6	99.7	136,757	104,587	22,274	9,896	76.3	16.2	11,348	373
飯野町	6,887	6,887	2,477	2,044	100.0	82.5	2,044	1,684	0	360	68.0	0.0	193	433
新市	297,742	296,720	139,607	138,801	99.7	99.4	138,801	106,271	22,274	10,256	76.1	16.0	11,541	806

資料:平成 14 年度市町村公共施設状況調査

注：し尿収集率＝し尿年間総収集量／し尿年間総排出量×100
 ごみ収集率＝ごみ年間総収集量／ごみ年間総排出量×100
 水道普及率＝（上水道の給水人口＋簡易水道の給水人口＋専用水道のうち自己水源のみによるものの給水人口）
 ／行政区域人口×100
 下水道普及率＝処理区域人口／行政区域人口×100

⑥土地利用状況

土地利用は山間地が多い特性が反映され、山林が59.1%と最も多く、田が5.0%、畑が10.0%、宅地が5.9%を占めています。

表 平成17年 地目別土地利用面積

(単位:k m²)

	総数	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
福島市	746,431	35,925	71,559	43,749	1	511	445,416	5,747	29,947	13,830	99,746
	100.0%	4.8%	9.6%	5.9%	0.0%	0.1%	59.7%	0.8%	4.0%	1.9%	13.4%
飯野町	21,310	2,337	5,032	1,747	0	17	8,204	0	343	396	3,234
	100.0%	11.0%	23.6%	8.2%	0.0%	0.1%	38.5%	0.0%	1.6%	1.9%	15.2%
新市	767,741	38,262	76,591	45,496	1	528	453,620	5,747	30,290	14,226	102,980
	100.0%	5.0%	10.0%	5.9%	0.0%	0.1%	59.1%	0.7%	3.9%	1.9%	13.4%

※%表示については小数点以下2ケタを四捨五入した表示であるため、合計が100%とならない場合があります。

資料:福島県統計年鑑2006

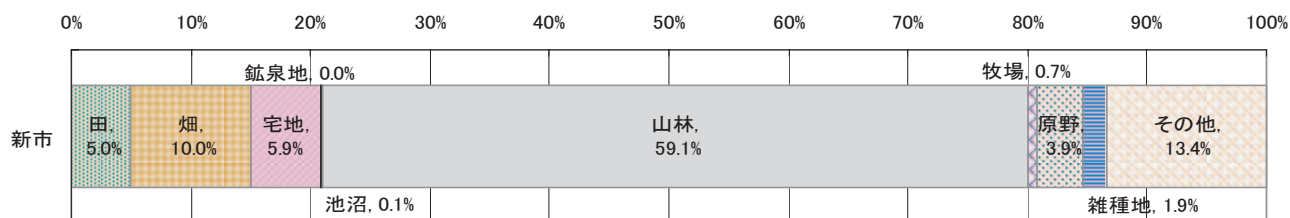


図 平成17年 地目別土地利用面積割合

資料:福島県統計年鑑2006

⑦都市計画区域

都市計画区域面積は行政面積の29.8%にあたり、用途地域面積6.6%、市街化区域面積は6.6%となっています。人口集中地区面積は、行政面積のうち5.0%となっています。

表 都市計画区域の状況

(単位:ha、%)

	行政面積	都市計画区域面積	都市計画区域面積割合 (%)	用途地域面積	用途地域面積割合 (%)	市街化区域面積	市街化区域面積割合 (%)	市街化調整区域面積	人口集中地区面積	人口集中地区面積割合 (%)	指定区域以外面積
福島市	74,643	22,874	30.6	5,030	6.7	5,030	6.7	17,844	3,840	5.1	51,769
飯野町	2,131	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,131
新市	76,774	22,874	29.8	5,030	6.6	5,030	6.6	17,844	3,840	5.0	53,900

資料:平成16年福島県都市計画年報

(7) 行財政

①行政

平成 17 年度における行政の状況をみると、特別職員数は、福島市 5 人、飯野町 3 人となっています。

議会議員数は、福島市 38 人、飯野町 14 人となっております。

一般職員数は、福島市 2,278 人、飯野町 77 人となっております。

表 行政の状況（平成 17 年度）

（単位：人）

	福島市	飯野町
特別職員	5	3
議会議員(条例定数)	38	14
一人当たり住民数	7,654	463
一般職員	2,278	77
一人当たり住民数	128	84

※平成 17 年度の数値は 4 月 1 日現在

資料：地方公務員給与実態調査

②財政

歳入歳出決算額は、地方交付税算定の大幅な削減改訂や三位一体の改革などにより年々厳しさが増し、平成 16 年度の歳入決算額は福島市が 87,216 百万円、飯野町が 2,347 百万円、歳出決算額は福島市が 82,490 百万円、飯野町が 2,252 百万円となっています。

また、将来における住民負担額を、平成 16 年度の地方債残高と債務負担行為額の合算額から積立金残高を引いたものでみると、住民一人当たり負担額は、福島市が約 30 万円、飯野町が約 57 万円となっています。

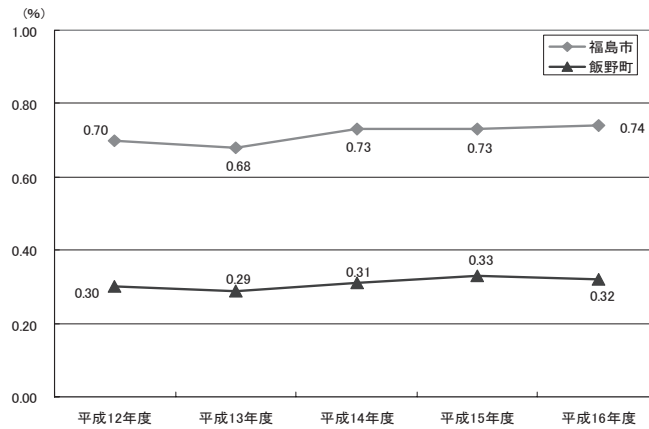
表 住民一人当たり額（平成 16 年度）

	福島市	飯野町	計
歳入 (千円)	87,216,121	2,346,706	89,562,827
住民1人当たり額 (円)	300,150	355,292	301,376
歳出 (千円)	82,490,200	2,251,527	84,741,727
住民1人当たり額 (円)	283,886	340,882	285,153
地方債残高① (千円)	103,198,605	4,110,261	107,308,866
住民1人当たり額 (円)	355,153	622,295	361,090
債務負担行為額② (千円)	7,416,514	90,275	7,506,789
住民1人当たり額 (円)	25,524	13,668	25,260
積立金残高③ (千円)	24,112,239	450,117	24,562,356
住民1人当たり額 (円)	82,981	68,148	82,651
将来負担額①+②-③ (千円)	86,502,880	3,750,419	90,253,299
住民1人当たり額 (円)	297,696	567,815	303,699

資料：市町村普通会計決算額

■ 財政力指数

平成16年度の財政力指数は福島市が0.74、飯野町が0.32となっています。推移をみると、両市町ともに上昇傾向にあることがうかがえます。



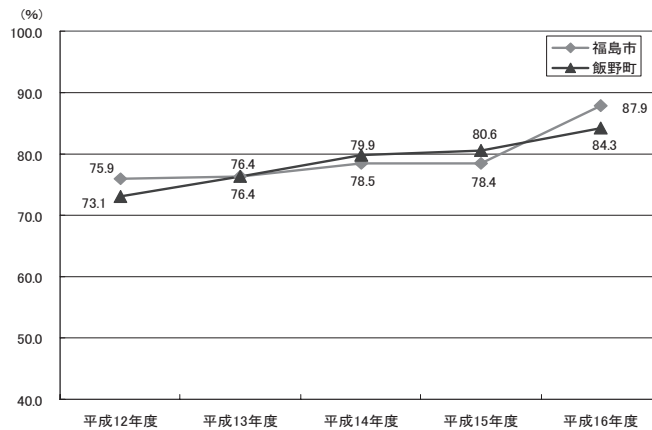
※財政力指数は、財源の豊かさを示す指標で、1に近くあるいは1を超えるほど財源に余裕があります。1を超えると普通交付税は国から交付されません。

■ 経常収支比率

平成16年度の経常収支比率は、福島市が87.9%、飯野町が84.3%となっています。推移をみると、両市町も平成12年度比較で上昇していることがうかがえます。

なお、福島市は、平成16年度に平成7年度分減税補てん債の繰上償還を行ったことにより一時的に高くなっています。

また、地方債の繰上償還による調整後の福島市の数値は81.3%です。



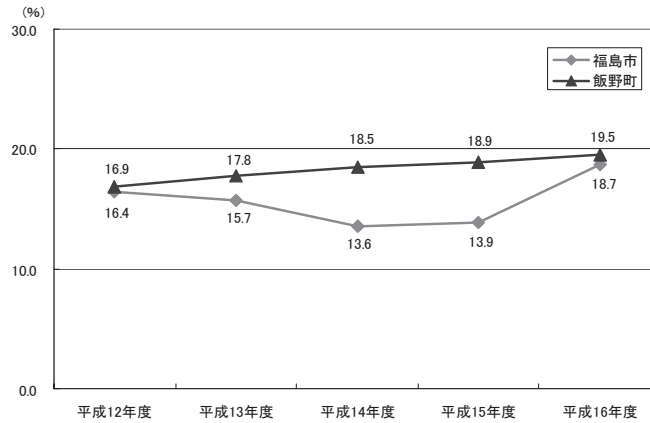
※経常収支比率は、税などの一般財源を人件費や扶助費、公債費などの経常的支出にどれくらい充当しているかをみることで財政の健全性を示しています。比率が低いほど公共施設の整備など投資的な経費に充てることができ、一般財源に余裕があることになります。

■公債費比率

平成16年度の公債費比率は、福島市が18.7%、飯野町が19.5%となっています。推移をみると、福島市はやや低下傾向にあり、飯野町はやや上昇傾向にあることがうかがえます。

なお、福島市は、平成16年度に平成7年度分減税補てん債の繰上償還を行ったことにより一時的に高くなっています。

また、地方債の繰上償還による調整後の福島市の数値は14.3%です。



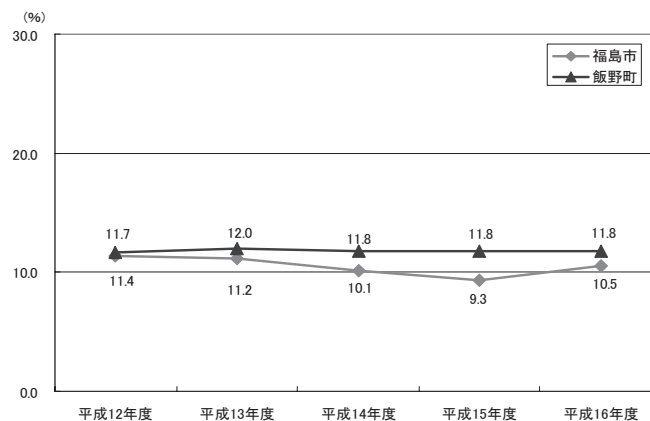
※公債費比率は、税などの一般財源をどれくらい借入金の返済に充当しているかをみることで、より財政構造の弾力性を示しています。この比率が高いほど財政硬直化の一因となります。

■起債制限比率

平成16年度の起債制限比率をみると、福島市が10.5%、飯野町が11.8%となっています。

なお、福島市は、平成16年度に平成7年度分減税補てん債の繰上償還を行ったことにより一時的に高くなっています。

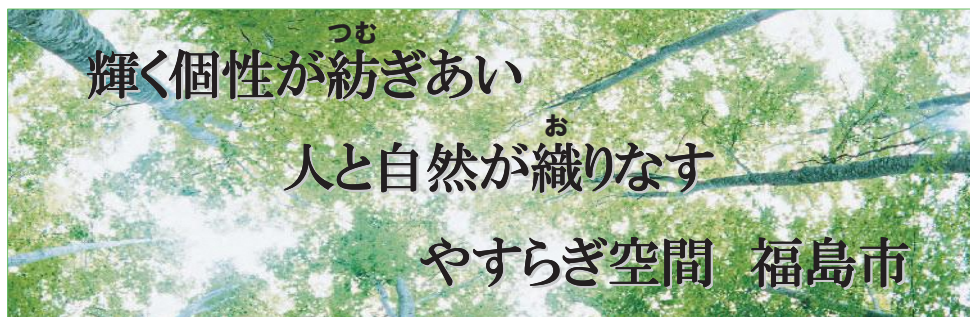
また、地方債の繰上償還による調整後の福島市の数値は8.9%です。



※起債制限比率は、財政の健全性を示し、地方債の発行を制限するための指標で、20%を超えると地方公共団体は自由に地方債を発行(借入)することができなくなります。

第2章 新市まちづくりの基本方針

1 新市まちづくりの将来像



新市は、古くから地理的条件や気候風土をたくみに活かし、くだものや織物、観光などの地場産業を興し、暮らしの知恵や技を引継ぎながら、人と自然が共鳴しあう個性あふれる文化を育んできました。

これからも、福島市・飯野町の地域とそこに住む人々が“個性”を“輝かせ”ながら、糸を“紡ぐ”ように連携・協力しあい、一つの新しい地域を形成していくことが重要です。

そのときの主役は“人”（市民）であり、恵まれた豊かな“自然”（環境・資源）を舞台としながら、個性を“織りなし”、積極的に交流することが重要です。

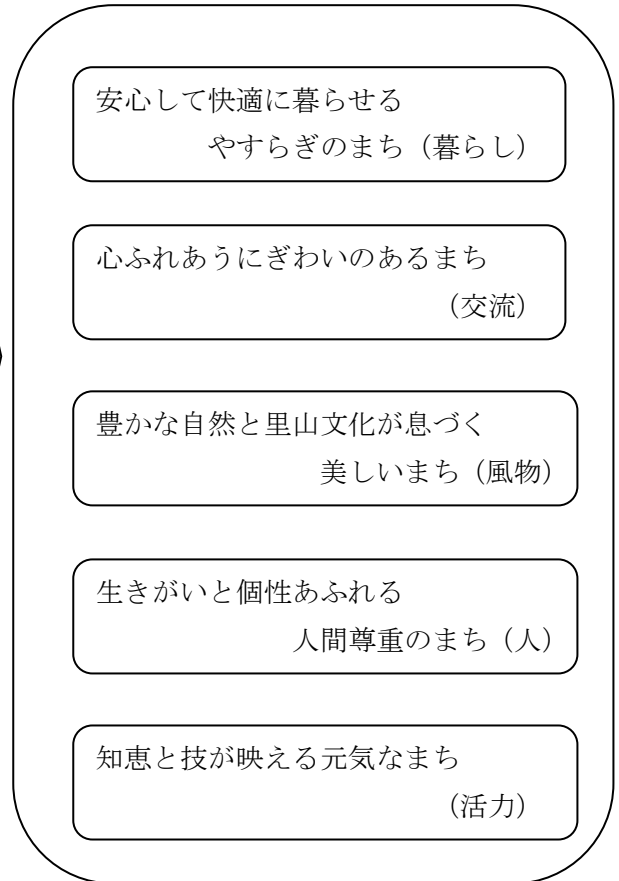
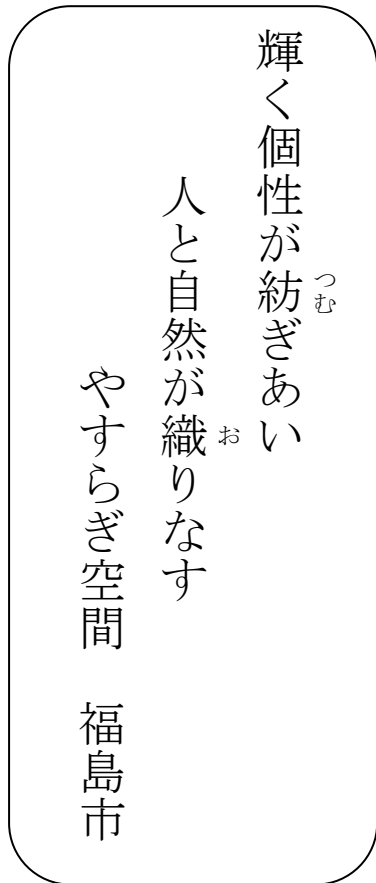
また、地域内外の交流を通じて新たな活力を産み出し、だれもが安全・安心で快適な生活をおくれる“やすらぎ”ある“空間”（福島市）を築くことが大切です。

新市まちづくりの将来展望においては、こうした基盤となる里山文化や地域資源、地場産業のルーツの再発見、社会ニーズの変化を前向きに捉え、「地域の一体化の推進」と「まちを良くしたいと願う人々の協働」により、多様な交流の結び目機能を発揮して、自然や地域文化と共生する新しい福島市を創造していきます。



まちづくりの将来像

まちづくりの基本方針



基本理念

- 市民協働によるまちづくり
- 地域個性と一体化の推進
- 行政サービスの向上

まちづくりの戦略

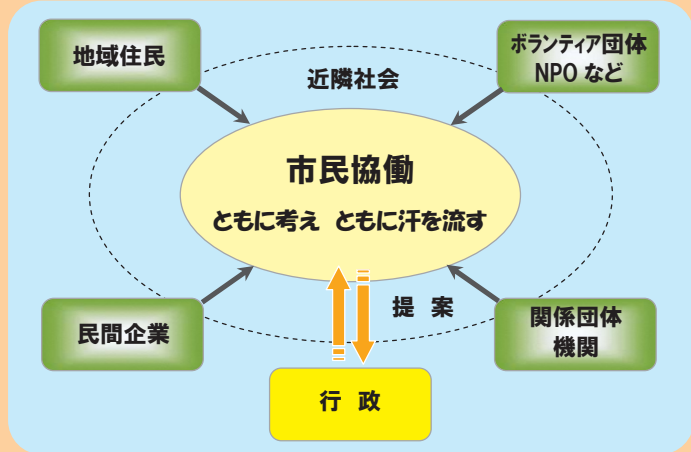
- 県都ふくしまの飛躍
- 地域特性の活用による交流の推進

2 新市まちづくりの基本理念

1) まちづくりの基本理念

□ 市民協働によるまちづくり

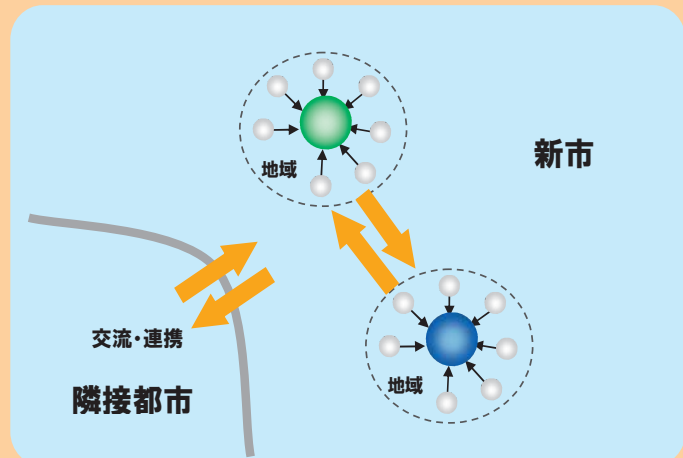
市民や民間企業と行政が、役割と責任を分担しあい、「ともに考え、ともに汗を流す」市民協働型のまちづくり（住民自治）を推進します。



□ 地域個性と一体化の推進

地域の持つ輝き（個性）を活かし、調和のもと、より大きな輝きを築き、一体化を推進します。

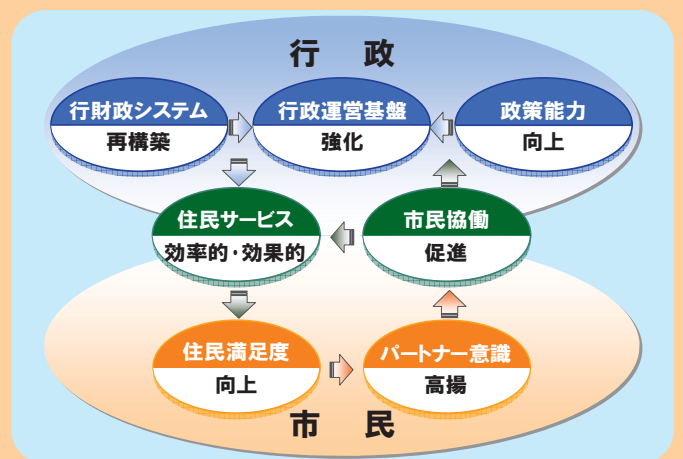
また、県都として地域内外の交流や連携を図り、風格あるまちづくりを推進します。



□ 行政サービスの向上

行政運営基盤を強化し、住民満足度などを意識した行政運営を推進します。

また、市民と行政がパートナーシップ意識を持って協力していきます。



2) まちづくりの戦略

□ 県都ふくしまの飛躍

県都として、さらに南東北の中核都市として飛躍するために、新市の“地域力”を高めます。

そのために、県都としての機能集積・機能向上や“ふくしまらしい”もてなしとにぎわいを提供する環境整備が必要です。

また、自立的・持続的な発展を可能とする都市形成が必要です。



□ 地域特性の活用による交流の推進



交通利便性や里山文化、地域資源などを活かした交流をきっかけとして、定住人口の拡大に努めます。

そのために、農山村の暮らし体験交流、滞在型ツーリズム、新たな定住、さらには「平日は都会、休日のはのかな場所で」といった二地域居住等の生活提案・発信を行うことが必要です。

3) 新市の地域構造

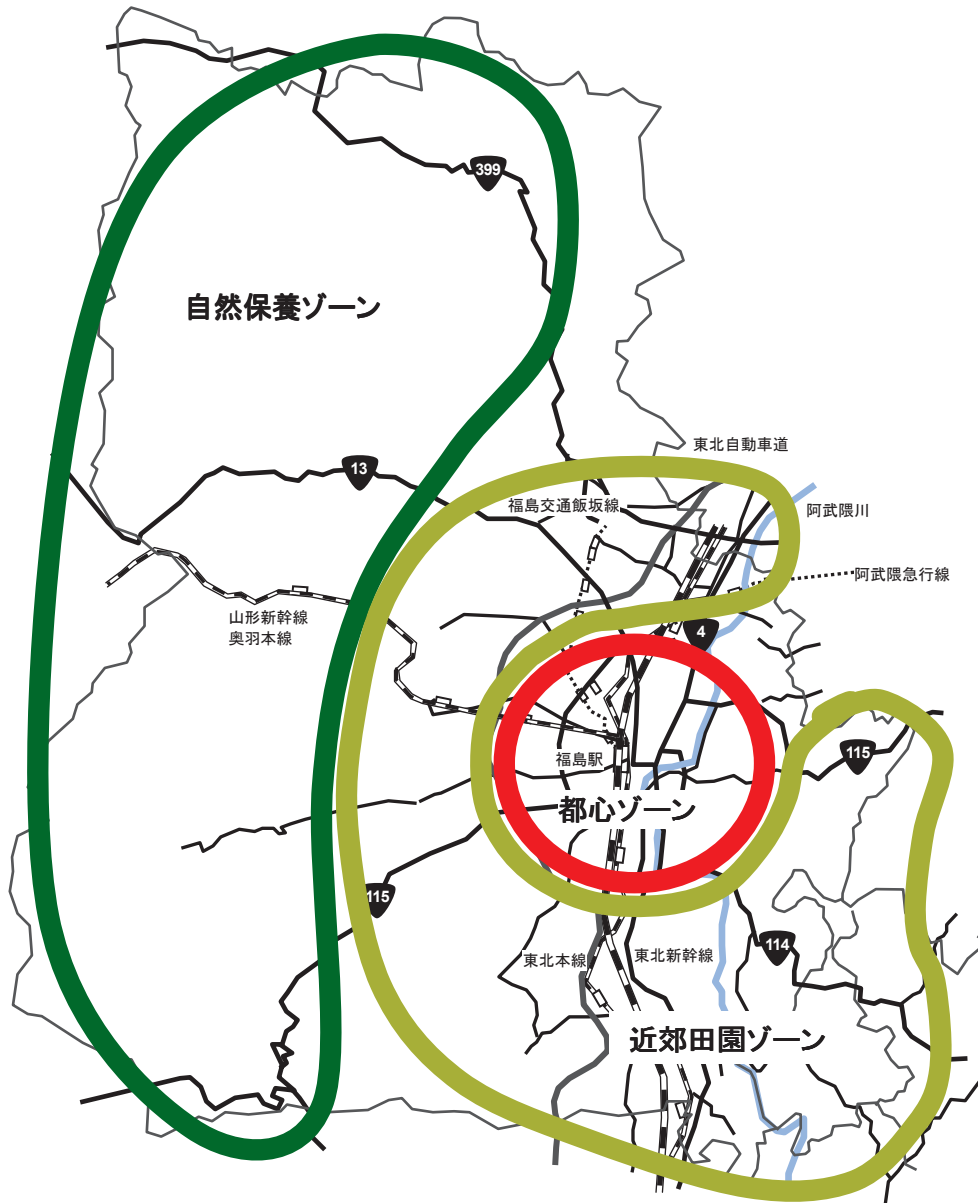


図 新市の地域構造

(1) 都心ゾーン

東北新幹線などの鉄道やバス路線などの公共交通機関が集中し、本県の中枢をなす行政機関や金融機関などの高次都市機能が集積・形成されています。

今後は、さらに高次都市機能の集積・向上を図り、福島県と地域の発展をリードする「県都ふくしまの顔」として飛躍します。

また、その生活利便性を活かし、便利で魅力的な居住空間の形成や都市型居住の整備など、人が住み、行き交うことのできるまちづくりに努めます。

(2) 近郊田園ゾーン

東北自動車道や国道・県道などの広域交通アクセス網や工業団地などの工業・流通機能、県立医科大学や福島大学などの医療・高等教育機能などを有する複合機能市街地が形成されています。

また、恵まれた自然や歴史・文化に根ざした四季折々の美しい風景、多彩な祭り・イベント、特色ある地域特産品や地場産業などの地域資源があります。

交通のアクセス性を高め、広域交流の地域として育成を図る必要があります。

① 都心補完機能

地域の歴史性や拠点性を尊重し、交通の利便性や工業・流通機能、医療・高等教育機能により、都市機能と自然が調和したまちづくりに努めます。

② 自然共生機能

地域資源を活用した体験型交流や滞在型のツーリズム、新たな定住、二地域居住などを推進し、交流を契機とした定住人口に結びつけ、自然と共生したまちづくりに努めます。

(3) 自然保養ゾーン

磐梯朝日国立公園を擁する吾妻山麓に広がる豊かな自然には、環境保全や災害防除機能と温泉などの自然資源やあづま総合運動公園などのスポーツ・レクリエーション機能があります。

これらの資源や機能を複合的に活用し、質の高い交流を図るとともに、人々に安らぎと安心を与える環境保全に努めます。

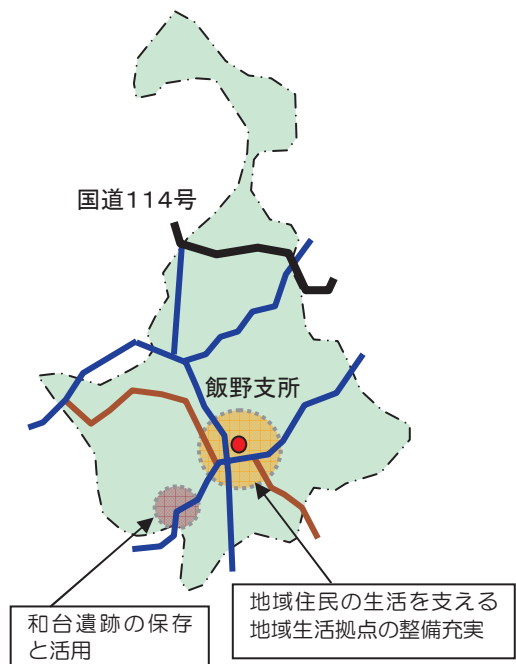
4) 飯野地域の発展方向

〈 地域の特色とポテンシャル 〉

本地域は、福島中心部までのアクセス性にも優れ、恵まれた自然環境の中で、ゆとりと安らぎを実感しながら生活できる、快適で良質な住環境を有する地域となっております。

また、UFOの話題で全国的に有名な「千貫森」や、桜トンネルで知られる「飯野堰堤公園」、国指定史跡「和台遺跡」など、観光と歴史・文化の面で、交流と地域発展の好条件があります。

新市においても、住民の連帯感に満ちた地域、隣人愛にあふれる地域、潤いと安らぎのある地域であり続け、それらをさらに高めていく、まちづくりを推進します。



〈 地域の発展方向 〉

[テーマ] **人と地域が輝く 快適空間 いいの**

〈 合併後の戦略的な施策 〉

- 誰もが安心して、末永くいきいきと暮らせる快適で質の高い住環境の整備
 - ・道路や上水道などの生活基盤の整備
 - ・公営住宅の改築や良好な住環境整備の促進
 - ・地域安全対策の強化
 - ・デマンド型乗り合いタクシーの運行などによる住民の足の確保
 - ・小中学校の施設改修などの教育環境の整備
- にぎわいと交流を育む拠点地区の形成
 - ・支所を中心に、地域住民の生活利便性と快適性を確保する地域生活拠点の充実
 - ・地域住民の交流の場となる文化交流施設の充実
- 清浄な空気、緑あふれる山河に代表される豊かな自然を守り、小都市の利便性、快適性の確保
 - ・国指定史跡「和台遺跡」の保存や活用
 - ・花のある美しい街並みづくりの推進
- 活力ある地域づくりの基盤整備
 - ・農・商・工一体となった総合的な地域づくり
 - ・「自分たちの地域は、自分たちで守り、育ててゆく」精神の醸成を図るため、協働のまちづくりを推進する組織・団体の支援育成
- 里山の魅力を堪能できるゆとりあるライフスタイルの提案
 - ・農山村暮らしの体験交流、滞在型グリーンツーリズムの推進
 - ・里山の魅力を再発見できる「里山回廊」の整備

3 新市まちづくりの基本方針

1) 安心して快適に暮らせるやすらぎのまち（暮らし）

住民一人ひとりが、安全で快適に暮らせるように、防犯・防災などの生活の安全性の確保や、生活基盤の利便性の向上を図ります。

また、子どもからお年寄りまで、ともに助け合いながら、安心して健康で明るく暮らせるように、保健・医療・福祉が一体となった充実したサービスの提供を図ります。

<方向性>

- 安全・安心なまちづくり
- やさしさと助け合いのまちづくり
- 健康であかるいまちづくり
- 快適なまちづくり

2) 心ふれあうにぎわいのあるまち（交流）

広域的な道路交通網の整備や魅力ある地域情報の発信を行い、多くの人々が訪れやすいまちづくりを進めます。

また、自然、歴史、文化や特産品などの地域の特性と資源を活かし、地域内外の人々が楽しく交流できるような、もてなしとにぎわいのあるまちづくりを進めます。

<方向性>

- 人が行き交うまちづくり
- 魅力発信のまちづくり
- 利便性の高いまちづくり

3) 豊かな自然と里山文化が息づく美しいまち（風物）

住民一人ひとりが自然環境への負荷を低減し、自然と調和した持続可能な循環型のまちづくりを進めます。

また、豊かな自然や文化遺産を守りながら、自然と共生できるまちづくりを進めます。

<方向性>

- 自然と調和したまちづくり
- 歴史の息づくまちづくり

4) 生きがいと個性あふれる人間尊重のまち（人）

子どもからお年寄りまで誰もが多様な学習・スポーツなどに触れることのできる機会を提供し、個性あふれる人づくりを推進します。

また、地域の歴史、伝統・文化を大切にするとともに新たな文化を創造し、地域への愛着と誇りをもった地域の担い手の育成に努めます。

<方向性>

- 個性あふれ人が輝くまちづくり
- 誇りあふれるまちづくり

5) 知恵と技が映える元気なまち（活力）

地域が培ってきた知恵と技を活かすとともに産業間の交流を深め、第一次産業から第三次産業まで調和のとれた経済力の強いまちづくりを進めます。

また、誰もが安心して楽しく働ける環境の整備に努めます。

<方向性>

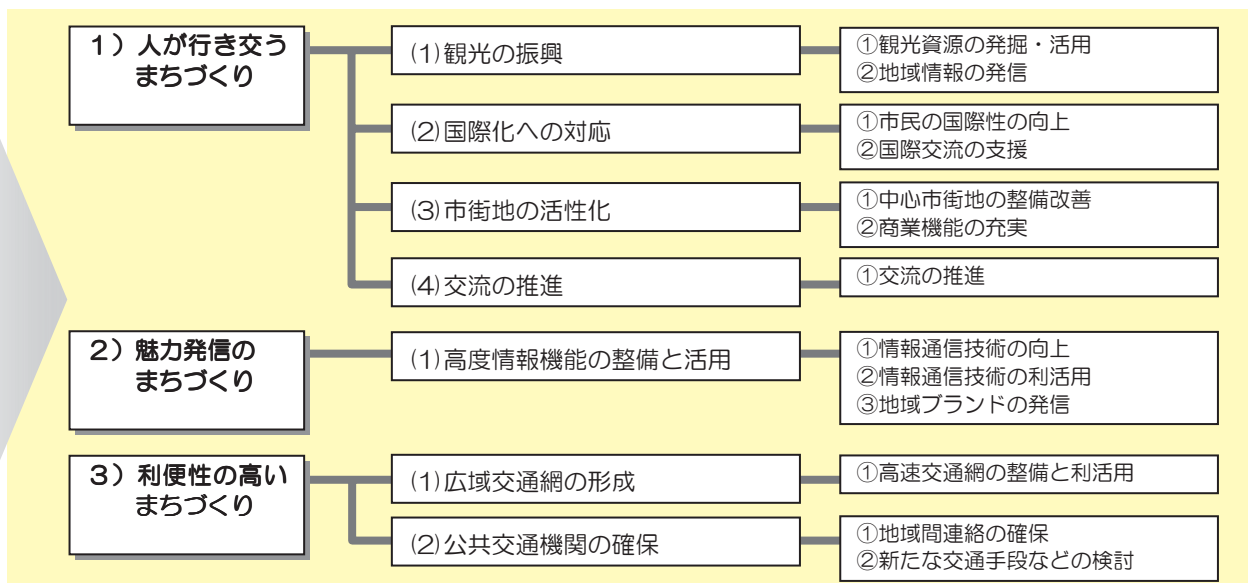
- 活力あるまちづくり
- 楽しく働けるまちづくり

第3章 新市まちづくりの施策

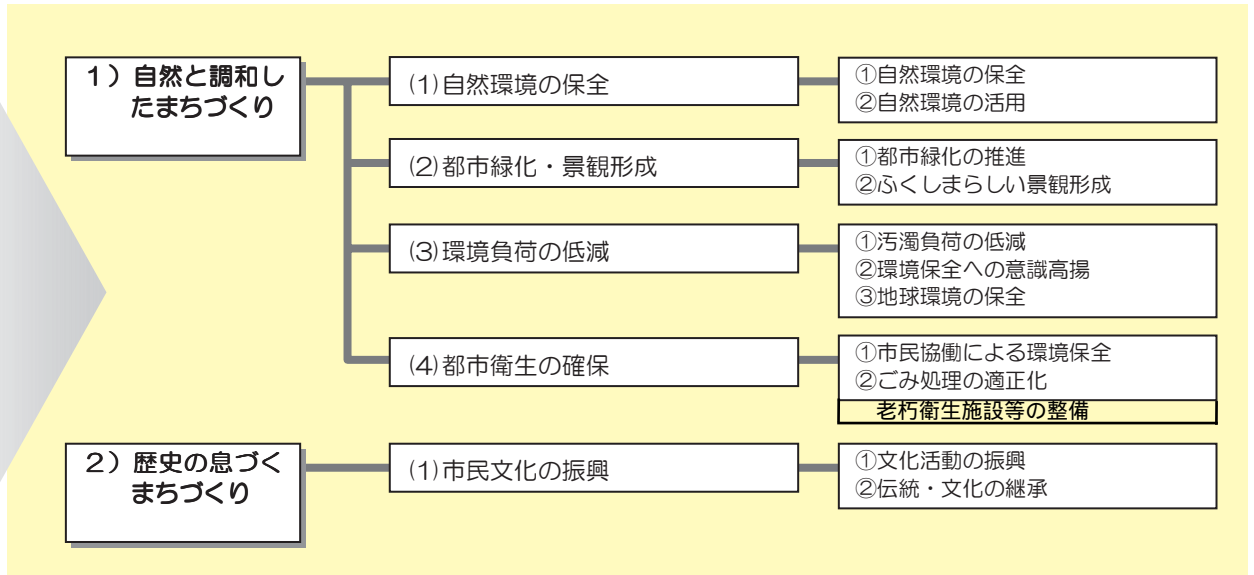
1 安心して快適に暮らせるやさしいまち
(暮らし)



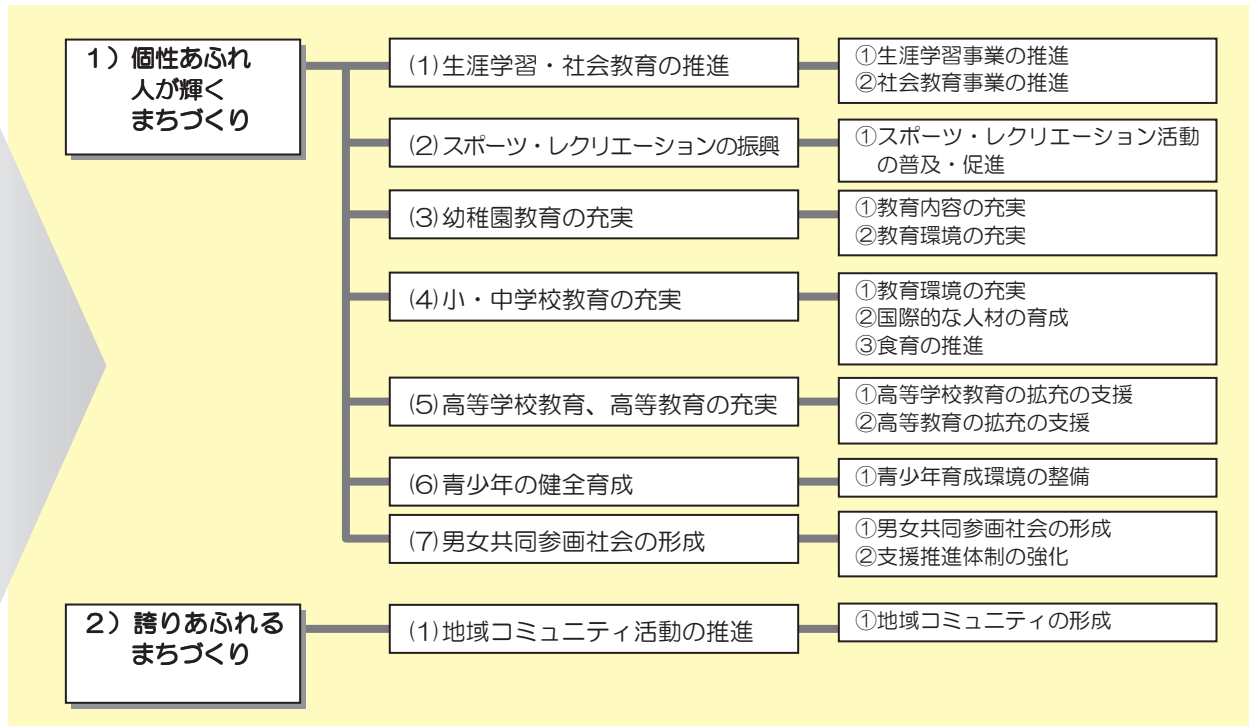
2 心びれあう賑わいのあるまち
(交流)



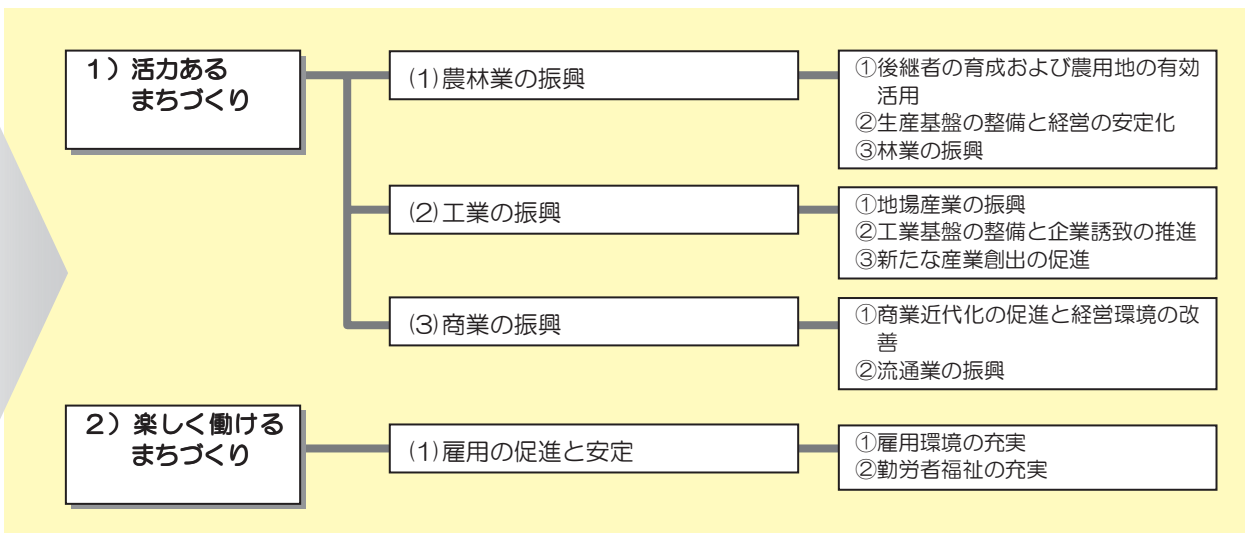
3 豊かな自然と里山文化が
息づく美しいまち
(風物)



4 生きがいと個性あふれる人間尊重のまち
(人)



5 知恵と技が映える元気なまち
(活力)



1 安心して快適に暮らせるやすらぎのまち（暮らし）

1) 安全・安心なまちづくり

<現状と課題>

新市は、吾妻連峰や阿武隈川に代表される豊かな自然を有しておりますが、地震、洪水など自然災害に見舞われる可能性もあります。そのため、自然災害や武力攻撃などの予期せぬ災害へ対応するため、総合的な防災体制の確立が必要となっています。

また、火災、交通事故、急病などに伴う救助活動は近年増加しており、救助体制の充実強化が必要となっています。

近年、市民の防犯意識が高揚し、防犯ボランティア活動などが活発化した結果、犯罪の発生については減少傾向にありますが、空き巣などの侵入犯罪は依然として高水準にあるほか、強盗などの凶悪犯罪については増加しており、今後は、防犯に配慮した環境設計により、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを進めることが必要となっています。

高齢化の進展とともに、高齢者が当事者となる交通事故が増加しています。交通事故の防止のためには、交通規制や取締りの強化に加え、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、安全・安心に通行できる道路環境の形成が必要となっています。

経済の規制緩和やグローバル化、インターネットの急激な普及などにより、消費者を取り巻く環境は大きく変化し、悪質な販売業者など、消費に関わる問題が多様化し、被害件数は増加しています。そのため、消費者の安全を確保するための取り組みが必要となっています。

【 方向性 】

1) 安全・安心なまちづくり

【 主要施策 】

(1) 防災対策の強化

(2) 交通安全対策の充実

(3) 防犯対策の強化

(4) 安全な消費生活の確保

＜主要施策の概要＞

（１）防災対策の強化

①救急・救助機能の強化

- 救急用資機材の整備、救急医療体制の確立、救助技術の向上や救急法の充実などにより、救命率の向上に努めます。また、火災、交通事故、自然災害などに、迅速で的確に対応するため、広域的な連携など救急体制の強化に努めます。
- 市民の救急意識の普及啓発を図るため AED（自動体外式除細動器）を含めた応急手当講習会の実施や指導員の養成を図るとともに、公共施設への AED 整備事業の推進に努めます。

②消防力の強化

- 常備消防力の充実や消防水利施設の整備、消防情報通信基盤の整備など消防力の強化を図り、被害の拡大の抑制に努めます。
- 非常備消防力の強化および団員への研修機会の拡充など、消防団の活性化に努めます。

③地域防災体制の整備

- 市民の防災意識の高揚などを図るとともに、自主防災組織の育成・強化を図り、市民との協働によりコミュニティ防災の確立に努めます。
- 地震による被災など、想定されるいかなる被災状況にも対応できる体制の構築に努めます。
- 防災情報の共有化や災害時の相互応援協定などの広域的な災害対策により、総合的な防災対策の推進に努めます。

④治山・治水事業の推進

- 治山施設の整備促進、乱開発の防止、保安林における森林整備の促進など、治山事業の推進を図るとともに、砂防・治水施設の整備促進、水防体制の充実など治水事業の推進を図り、災害の発生を未然に防止します。

（２）交通安全対策の充実

①交通安全対策の充実

- 交通安全教育や広報活動の充実など交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全推進団体の育成・強化に努めます。
- 危険箇所の改善・整備を図り、人や自転車、自動車が安全に通行できる環境の形成に努めます。
- 交通事故相談や市民交通災害共済への加入促進により、交通事故被害者に対する救済対策の充実に努めます。

(3) 防犯対策の強化

①犯罪に強い住環境の整備

- 市民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、防犯に配慮した環境設計による安全で安心なまちづくりに努めます。

②自主防犯活動の強化

- 地域の防犯ボランティアをはじめとして、市民一人ひとりが自主防犯活動の強化に努めます。

(4) 安全な消費生活の確保

①消費者利益の保護

- 消費者基本計画の推進や、表示・包装、計量の適正化の推進などにより、消費者利益の保護や安全の確保に努めます。

②消費者意識の啓発

- 消費者意識の啓発と消費者被害の防止を図るため、消費者団体の育成や相談体制の充実に努めます。

<主な事業と現状>

	指標名	福島市	飯野町	説明
消防水利施設 整備事業	消火栓(H16)	3,128 基	131 基	大規模地震災害時の消防活動拠点施設として重要な水利施設の設置を図ります。
	防火水槽(H16)	634 基	70 基	
	整備率(H16)	97.0%	—	
	目標(H22) ※1	100%	—	
自主防災組織	自主防災組織(H16)	554 組織	37 組織	地域防災の要となる自主防災組織の結成を図ります。
	組織率(H16)	96.6%	—	
	目標(H22) ※1	98.0%	—	
交通安全啓発	交通事故件数(H16)	2,006 件	25 件	関係機関と連携をとりながら交通安全意識の高揚を図ります。
	目標(H22) ※1	1,500 件	—	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 救急救命士の計画的育成 ○ AED整備事業の推進 ○ 常備・非常備消防力の充実 ○ 消防情報通信基盤の整備 ○ 自主防災組織の育成・強化 ○ 河川改修事業の推進 ○ 交通安全啓発事業の推進 ○ 消費生活基本計画の再編 				

※1 福島市総合計画後期基本計画の平成 22 年目標値を参考に表示しています。

2) やさしさと助け合いのまちづくり

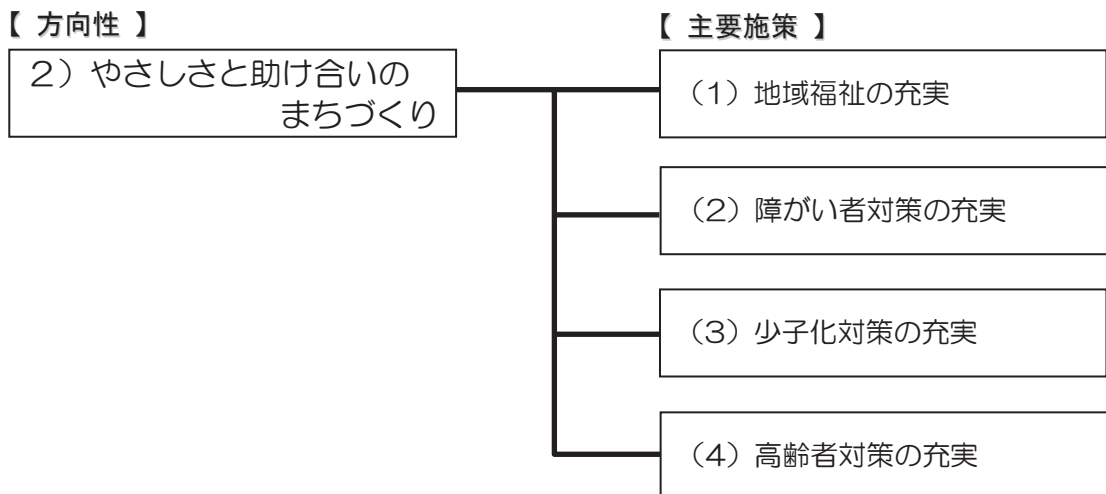
<現状と課題>

急速な少子高齢化、核家族化の進展などにより社会環境が変化している一方で、市民意識の変化、価値観の多様化により地域での人間関係が希薄化しています。

このような中で、誰もが精神的にも経済的にも自立し、家庭や地域の中で通常の生活が送れるようにするためには、公的扶助の充実と地域ぐるみで支え合う地域社会づくりが必要となっています。

少子化は、結婚した夫婦の出生力の低下や、個人の結婚に対する意識の変化が原因といわれています。そのため、少子化に係る要因を解消していくための、安心して子どもを産み育てられる環境づくりが必要となっています。

高齢化は、団塊の世代が高齢期に向かうにつれてさらに進み、高齢者世帯や高齢者の一人暮らしも増加すると予想されています。そのため、高齢者が生きがいを持ち心豊かな暮らしができる環境づくりが必要となっています。



＜主要施策の概要＞

（１）地域福祉の充実

①地域福祉活動の推進

- 社会福祉協議会や民生委員・児童委員、ボランティア活動団体などとの連携を強化するとともに、活動に対する支援を行い、地域ぐるみで支え合う地域社会づくりを市民との協働で進めます。
- 福祉に対する市民意識の高揚と地域福祉活動への参加を促すとともに、福祉人材の育成や活動団体間のネットワークの構築などにより、地域福祉の推進体制の強化に努めます。
- 保健、医療と一体となった総合的な福祉の推進に努めます。

②ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭が、自立した生活を送れるように、経済的負担の軽減や相談事業、子育て支援などの充実に努めます。

③生活困窮者への援護

- 生活困窮者への相談や民生委員などとの連携強化を図るとともに、社会的、経済的な自立に向けた支援に努めます。

（２）障がい者対策の充実

①障がい者支援体制の整備

- 障がい者の経済的な自立や社会参加の支援、利用者の視点に立った在宅・施設サービスの充実などによる生活支援の推進に努めます。
- 障がい者への理解を促進するとともに、人にやさしい生活環境の整備の推進に努めます。

②障がいの早期発見と療育

- 保健・医療との連携を図り、障がいの原因となる疾病などの予防に努めるとともに、精神保健・医療施策の推進や療育の充実に努めます。

(3) 少子化対策の充実

①子育て環境の整備

- 子育てと仕事の両立を支援するため、多様な保育サービスや放課後児童クラブなどの充実に努めます。また、育児休業給付制度の普及、啓発などにより、労働環境の整備の促進に努めます。

②子育て支援体制の充実

- 男女共同参画基本計画に基づき、家庭における男女共同参画の促進に努めます。
- 子育てに対する負担の軽減を図るため、保育料保護者負担の軽減や乳幼児医療費助成など経済的支援に努めます。
- 妊産婦保健対策や乳幼児健康診査の充実など、保健・医療・福祉との連携に努めます。

③地域ぐるみの子育て環境の充実

- 児童館などの児童厚生施設の充実や地域における子育て活動の支援、相談体制の充実に努めます。

(4) 高齢者対策の充実

①生活支援サービスの推進

- 高齢者が安心して暮らせるように、保健、医療、福祉の連携による総合的な生活支援サービスの充実に努めます。

②高齢者の生きがい対策

- 高齢者の社会参加・就労支援などにより、生きがいのある生活の実現に向けた環境づくりに努めます。

③介護保険制度の充実

- 高齢者が健康に暮らせるように、介護予防と認知症の予防に努めます。
- 介護や支援が必要となった場合、高齢者とその家族が、安心して生活できるように、介護保険制度の円滑な運用に努めます。

④高齢者にやさしい環境整備

- 高齢者が安全に安心して生活できるような生活環境全般の整備や、地域の支援体制づくりの推進に努めます。

⑤国民年金制度の充実

- 国民年金制度の啓発と加入の促進、制度の適正な運用に努めます。

<主な事業と現状>

	指標名	福島市	飯野町	説明
放課後児童 クラブ支援	児童クラブ数 (H16)	27 箇所	2 箇所	放課後の児童に対する保護と健全育成 を図ります。
	目標(H22) ※1	48 箇所	—	
緊急通報 装置貸与事業	貸与者数 (H16)	1,284 人	42 人	ひとり暮らし高齢者の緊急時における安 全対策を図ります。
	目標(H22) ※1	1,800 人	—	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉計画の再編 ○ 福祉人材の育成 ○ 障がい者計画の再編 ○ 在宅福祉サービスの充実 ○ 保育サービスの充実 ○ 緊急通報装置貸与事業の拡充 ○ 生涯学習・生涯スポーツの推進 ○ 介護サービスの推進 ○ 高齢者にやさしい住まいづくり助成事業の推進 				

※1 福島市総合計画後期基本計画の平成 22 年目標値を参考に表示しています。

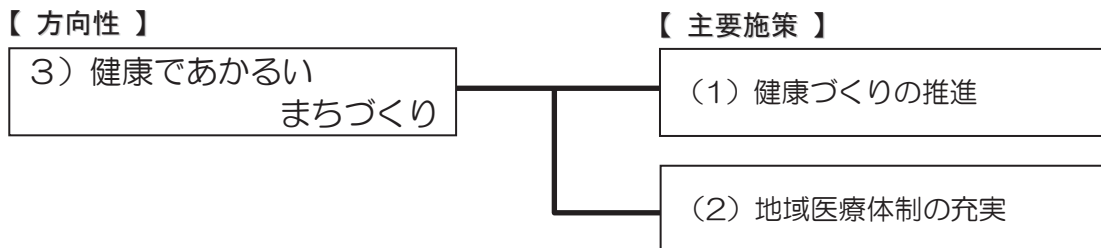
3) 健康であかるいまちづくり

<現状と課題>

急速に進行する少子高齢化はわが国の大きな社会問題です。ライフスタイルの変化などに伴う生活習慣病の増加や、高齢化などに伴う認知症や寝たきりなどの要介護者の増加は、結果として医療費の社会負担増につながることを懸念されています。

国においては平成12年に「健康日本21」を策定し、疾病予防を重視した健康づくり運動を展開してきました。新市においても、市民一人ひとりの健康観の確立と自主的な健康づくりをさらに推進する必要があります。

また、疾病構造の変化などに伴い、市民の医療に対する需要も多様化・高度化しています。今後も患者の病状やニーズに応じた、迅速かつ適切な医療サービスを確保するため、医療機関や関係団体との連携を一層強化するとともに、地域医療体制の体系的な整備が必要となっています。



<主要施策の概要>

(1) 健康づくりの推進

①健康づくりへの意識啓発

- 健康教育・健康相談事業などにより市民の健康に対する意識の高揚を図るとともに、地域ぐるみの健康づくり運動の推進や自主的な健康づくりの支援の充実に努めます。

②保健対策の充実

- 病気の予防と早期発見を図るため、各世代などに応じた各種健診などの保健対策の充実に努めます。

③推進体制の整備

- 専門技術職員の確保とともに、保健福祉総合情報システムや、健康づくり支援ネットワークの整備など、健康づくりの推進体制の整備に努めます。

④国民健康保険事業の充実

- 国民健康保険事業の健全運営と、制度の充実に努めます。

(2) 地域医療体制の充実

①地域医療体制の整備

- 医療機関などとの連携強化や地域医療提供体制の整備促進を図り、患者の病状やニーズに応じた、良質な医療の提供に努めます。また、献血思想の普及啓発を行うなど、市民の医療への意識高揚に努めます。

②救急医療体制の整備

- 初期救急医療から高次の救急医療まで迅速に対応できる、体系的な救急医療体制の充実に努めます。

<主な事業と現状>

	指標名	福島市	飯野町	説明
妊婦健康 診査事業	妊婦健康診査 の助成回数 (H16)	2回	2回	安全な妊娠・出産を保障し、少子化対策 の向上を図ります。
	目標(H22) ※1	13回	—	
基本健康 診査事業	壮年期の受診 者数(H16)	13,496人	717人	壮年期の受診者の増加など成人健康対 策の充実に努めます。
	目標(H22) ※1	15,000人 以上	—	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康づくり支援ネットワークの整備 ○ 母子保健対策の充実 ○ 成人保健対策の充実 ○ 保健福祉総合情報システムの整備 ○ 救急医療体制の充実 				

※1 福島市総合計画後期基本計画の平成22年目標値を参考に表示しています。

4) 快適なまちづくり

<現状と課題>

少子高齢化が進展する中、ライフスタイルや家族形態が多様化し、市民のニーズも多様化しています。このような中で市民が生活の質の向上と豊かさを実感できる社会を実現するため、居住環境や生活道路の整備が必要となっています。また、定住人口の確保や転入人口の増加、既存市街地の活力確保のためにも、魅力的で住み良く暮らしやすいまちを築くことが必要となっています。

新市の生活用水は、その大半を阿武隈川などでまかなってきましたが、水質が安定せず、取水量も天候に左右されてきました。そこで、良質で安定した水源を確保するため、摺上川ダムを整備を推進し平成 17 年度に竣工しました。今後も、上水道の普及とともに、水道事業の健全運営に努める必要があります。

自然との共生を目指し、住環境の向上や河川などの水質保全、市街地の浸水防除などの快適な生活環境の確保を図る上で、生活排水処理は非常に重要な問題です。新市においても、公共下水道の整備や浄化槽設置整備事業などを推進し、地域の状況に合わせて、一体的な生活排水の適正な処理を行なう必要があります。

【 方向性 】

4) 快適なまちづくり

【 主要施策 】

(1) 良好な居住環境の形成

(2) 水源の確保と上水道の整備

(3) 生活排水対策の充実

＜主要施策の概要＞

（１）良好な居住環境の形成

①居住環境の整備

- 定住人口の確保や転入人口の増加、既成市街地の活性化を図るため、居住環境の整備を推進します。
- 市街地のにぎわいが再生できるように、便利で魅力的な居住空間の形成や、都市型住宅の確保に努めます。
- 郊外部においては、自然や歴史風土と調和した居住環境の形成に努めます。
- 老朽化した公営住宅の建て替えを推進するとともに、子育て支援や高齢者対策など、新たな住居ニーズに対応した公営住宅の総合的な再生、整備に努めます。
- 地区計画や建築協定等の活用を促進し、良好な居住環境の整備に努めます。

②交通環境の整備

- 地域社会に密着した利便性の高い機能的な都市計画道路や市道の整備に努めます。
- ユニバーサルデザインなどにより、人にやさしい、安全な道路環境の形成に努めます。
- 橋りょうの点検や改修などにより、自然災害に対応した安全で安心な道路の整備に努めます。

（２）水源の確保と上水道の整備

①水源の確保

- 安全で安定かつ良質な水資源の確保に努めます。
- 節水意識の高揚を図り、貴重な水資源の有効活用に努めます。

②上水道の整備

- 上水道の未給水地域の解消に努めるとともに、適正な維持管理を行い、水道事業の健全運営に努めます。
- 水道未普及地域解消に努めます。

（３）生活排水対策の充実

①汚水処理施設の整備

- 公共下水道、農業集落排水、浄化槽などの整備・普及や適正な維持管理などにより、水質の保全に努めます。

<主な事業と現状>

	指標名	福島市	飯野町	説明
道路改良工事	道路改良率 (H16)	49.8%	41.9%	十分な幅員確保や側溝整備などにより市道の整備を図ります。
	目標(H22) ※1	55.0%	—	
未給水地域 解消	給水普及率※2 (H16)	97.6%	78.0%	給水区域内の未給水地域の解消を図ります。
	目標(H22) ※1	98.1%	—	
浄化槽設置 整備事業	浄化槽設置補助 基数(累計) (H16)	5,979 基	287 基	下水道計画区域外における生活排水処理を図ります。
	目標(H22) ※1	9,000 基	—	
生活排水対策	汚水処理普及率 (H16)	69.6%	19.9%	汚水処理施設の整備により、水質保全を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 公営住宅整備事業 ○ 道路橋りょう新設・改良事業 ○ 上水道の未給水地域の解消 ○ 上水道の適正な維持管理 ○ 生活排水処理基本計画の再編 ○ 住宅マスタープランの再編 				

※1 福島市総合計画後期基本計画の平成 22 年目標値を参考に表示しています。

※2 給水普及率(%) = 現在給水人口 / 給水区域内人口 × 100

2 心ふれあうにぎわいのあるまち（交流）

1) 人が行き交うまちづくり

<現状と課題>

新市が県都として活力と魅力ある地域であり続けるためには、吾妻山系などの磐梯朝日国立公園や阿武隈高地などの豊かな自然や温泉、歴史・文化、お祭りなどの地域資源を活かし、人、物、情報、文化がさらに活発に交流するまちづくりが必要となっています。

近年、自由時間の拡大、自然志向や本物志向の高まり、ライフスタイルの変化などにより、観る観光から体験型観光へ、団体旅行から個人旅行へと旅行形態が変化しています。新市では、このようなニーズに対応しながら、地域資源を活用した、個性ある観光の振興が必要となっています。

また、人、物、情報、文化などが地域や国境の枠を越えて行き交う中で、これらの国際化への対応も必要となります。

新市においては、地域や福島県の顔として市街地形成がされているので、これらを活性化することにより、街なかのにぎわいを戻すことが必要となっています。

首都圏から 300km 圏内にあり、首都圏と東北圏、太平洋圏と日本海圏を結ぶ結節点に位置する特性を活かし、地域連携、都市間交流および体験型交流などの推進が必要となっています。

【 方向性 】

1) 人が行き交うまちづくり

【 主要施策 】

(1) 観光の振興

(2) 国際化への対応

(3) 市街地の活性化

(4) 交流の推進

＜主要施策の概要＞

（１）観光の振興

①観光資源の発掘・活用

- 自然、歴史、文化、伝統、行事などに着目し、新たな個性ある観光資源の発掘と活用により、ブランド化に努めます。
- 観る観光に加え、本市の自然や農業などを活かした体験型観光の推進に努めます。
- 広域的な連携を図り、魅力ある観光拠点づくりに努めます。
- 温泉資源の保護と有効活用を図ります。また、特色ある温泉地としてのまちづくりに努めます。

②地域情報の発信

- 農産物やイベント、観光地などを機能的に結び、積極的に情報を地域内外に発信し、観光客の誘致や観光物産の販路拡大に努めます。

（２）国際化への対応

①市民の国際性の向上

- 海外研修などにより国際理解を促進するとともに、国際的な行事の誘致や創出などにより国際感覚の醸成に努めます。
- 国際化に対応し、外国人観光客が快適に観光を楽しめるように、受け入れ体制の充実に努めます。

②国際交流の支援

- 福島市国際交流協会やそのネットワークを通じ、国際交流に関する情報、人材、その他の資源を提供し、団体、学校などの取り組みへの支援に努めます。

（３）市街地の活性化

①中心市街地の整備改善

- 街の歴史と文化を活かした都市基盤整備などの市街地整備・改善により、福島の顔として、人が住み、行き交うことのできるまちづくりに努めます。

②商業機能の充実

- 商業拠点をネットワークする回遊軸の形成により、中心市街地のにぎわいの創出に取り組みます。
- 地域の特性に応じた商業活性化のマネジメントを行う組織や体制づくりを支援するとともに、商店街、店舗などの活性化に向けた取り組みを支援します。
- 公共交通機関などの利便性向上や情報通信の利活用、公共施設の整備を図るなど、市街地の整備と商業活性化の一体となった施策の推進に努めます。

(4) 交流の推進

①交流の推進

- 民間と行政が歩調を合わせ、具体的なテーマに基づく都市間交流の推進に努めます。
- 南東北の中核都市として、周辺の地域と連携・交流を図っていきます。
- 豊かな自然環境との共生を図る農山村の暮らし、産業などを通じた体験交流から、滞在型のツーリズム、新たな定住、二地域居住などの生活提案・発信を行い、交流をきっかけとして定住人口の拡大に結びつけていきます。

<主な事業と現状>

	指標名	福島市	飯野町	説明
観光宣伝活動	観光地入込客数(H16)	4,414 千人	15 千人	積極的な宣伝活動や観光関連施策により、観光客の誘致拡大を図ります。
	目標(H22) ※1	4,855 千人	—	
国際交流	国際交流事業参加者数(H16)	272 人	250 人	国際交流事業への参加を通じて、国際化への対応を図ります。
	目標(H22) ※1	360 人	—	
都市間交流事業	交流事業件数(H16)	7 件	1 件	具体的なテーマを持った都市間交流の推進を図ります。
	目標(H22) ※1	15 件	—	

- 観光資源の発掘・活用
- 観光宣伝活動の充実
- 他産業連携イベントの開催
- 国際的な行事の誘致や創出
- 都市基盤の整備
- TMO構想の推進
- 都市間交流の推進
- 体験型観光の推進

※1 福島市総合計画後期基本計画の平成 22 年目標値を参考に表示しています。

2) 魅力発信のまちづくり

<現状と課題>

近年、インターネットなどに代表される情報通信技術は、飛躍的に進歩しています。しかしながら、新市の一部地域においては、高度情報通信が利用できない地域があることから、民間通信事業者との連携のもと情報通信基盤の整備の推進が必要となっています。また、市民が情報通信技術を安心して積極的に活用できるようにするとともに、市民生活に関わる情報や新市の魅力など、市内外に向けて積極的に情報を発信していくことが必要となっています。

【 方向性 】

2) 魅力発信のまちづくり

【 主要施策 】

(1) 高度情報機能の整備と活用

<主要施策の概要>

(1) 高度情報機能の整備と活用

①情報通信技術の向上

- すべての市民が等しく安心して情報システムのサービスを受けられるように、情報通信基盤の整備と情報化社会に対応した学習機会の提供に努めます。

②情報通信技術の利活用

- 情報通信技術を活用し、多様化する市民生活に対応したサービスの向上に努めます。

③地域ブランドの発信

- 情報通信技術を活用し、新市の産業や観光などの魅力あるブランドの発信に努めます。

<主な事業と現状>

	指標名	福島市	飯野町	説明
ホームページ の充実	アクセス件数 (H16)	72 万件	2 万件	行政情報の電子化と情報提供の充実を図ります。
	目標(H22) ※1	120 万件	—	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域情報化計画の再編 ○ 情報通信基盤の整備 ○ 情報通信技術を活用した地域情報の発信 				

※1 福島市総合計画後期基本計画の平成 22 年目標値を参考に表示しています。

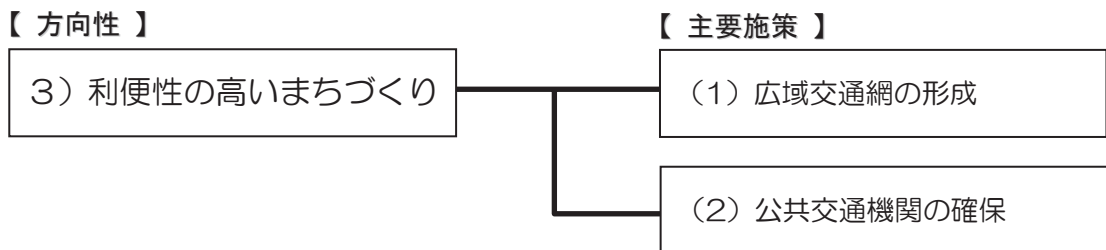
3) 利便性の高いまちづくり

<現状と課題>

新市は、東北新幹線や山形新幹線、東北自動車道などの高速交通網があり、首都圏と東北圏、太平洋圏と日本海圏を結ぶ交通の結節点として重要な役割を担っています。現在、相馬市を基点とし、新市や米沢市などを経由し、横手市に至る東北中央自動車道の整備が進められており、より一層の高速交通の利便性の向上が期待されています。

市内の道路網としては、国道や県道を中心に骨格が形成されており、今後も地域内の交流を促進するため、整備を促進する必要があります。

また、渋滞の緩和や騒音・渋滞による環境問題に対応するため、自動車から公共交通への転換が求められています。さらに、子どもや高齢者の移動手段の確保の観点からも公共交通の確保が必要となっています。



<主要施策の概要>

(1) 広域交通網の形成

①高速交通網の整備と利活用

- 東北中央自動車道の建設促進など、高速道路網の整備促進に努めます。
- 福島松川スマートインターチェンジの利活用と周辺道路の整備を図ります。
- 広域的な地域間交流の促進や、安全な通行の確保、交通渋滞の解消などを旨し、国道・県道の整備を促進するとともに、市道の効率的な整備を推進します。また、震災・防災面に配慮し、安全の確保や人にやさしい道路環境の創出に努めます。

(2) 公共交通機関の確保

①地域間連絡の確保

- 通勤・通学や高齢者の日常の足として、鉄道・バス輸送の整備に努めます。
- 市民・行政・民間企業が協力しながら、公共交通機関の利用促進に努めます。

②新たな交通手段などの検討

- デマンド方式による乗り合いタクシーの運行など、新たな交通手段や運行サービスの導入について検討します。

<主な事業と現状>

	指標名	福島市	飯野町	説明
単独バス 路線維持事業	対象路線数 (H16)	30 路線	3 路線	バス路線の確保と利用促進を図ります。
東北中央 自動車道 (福島米沢間) 建設促進	事業進捗率 (H16)	6.0%	—	計画路線の整備促進を図ります。
	目標(H22) ※1	53.0%	—	
福島松川イン ターチェンジ	通過台数 (～H18.3.31)	283,121 台	—	福島松川スマートインターチェンジの活用 を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 国道・主要地方道・一般県道などの整備促進 ○ 幹線市道の整備 ○ バス輸送の充実 				

※1 福島市総合計画後期基本計画の平成 22 年目標値を参考に表示しています。

3 豊かな自然と里山文化が息づく美しいまち（風物）

1) 自然と調和したまちづくり

<現状と課題>

新市の豊かな自然環境は、他地域にアピールできるかけがえのない財産・誇りとなっており、また、森林は人々にやすらぎを与えるとともに、水源涵養や地球温暖化の防止など、多様な機能を有しています。そのため、今後もこの豊かな自然環境を保全し、次世代に継承するよう努めることが必要となっています。

市街地においても、緑に囲まれたゆとりと潤いのある居住環境や景観形成を図るため、公園などの整備や都市内の緑の保全・創出に努める必要があります。

現在の環境問題は、これまでの社会・経済活動と密接に関連して引き起こされたものであり、京都議定書に基づき地球規模で取り組みが行われているところですが、私たち一人ひとりにも日常生活の中での積極的な取り組みが求められています。

一人ひとりがこれまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会やライフスタイルを見直し、省エネルギー・再資源化などにより自然環境への負荷を軽減する持続可能な「循環型社会」へ移行していくことが必要となっています。

【 方向性 】

1) 自然と調和した
まちづくり

【 主要施策 】

(1) 自然環境の保全

(2) 都市緑化・景観形成

(3) 環境負荷の低減

(4) 都市衛生の確保

＜主要施策の概要＞

（１）自然環境の保全

①自然環境の保全

- 阿武隈川、吾妻連峰や阿武隈高地、信夫山などの豊かな森林、自然環境や里山を保護・保全し、野生動植物やその生息・生育環境の保護に努めるとともに、自然災害を防止します。

②自然環境の活用

- 自然や里山へのふれあい・保全を通し、環境教育の場としての活用を推進します。
- 森林公園や自然散策路の整備、自然と親しみふれあえる施設の整備などを通し、憩いと交流の場としての活用を推進します。

（２）都市緑化・景観形成

①都市緑化の推進

- 防災機能と環境保全機能、レクリエーション機能を持つ公園・緑地の整備や、民有地の緑化促進を行い、安全で安心、健康で快適な緑豊かなまちづくりに努めます。

②ふくしまらしい景観形成

- 豊かな自然を背景とし、個性的で魅力にあふれ、ゆとりと潤いのあるふくしまらしい景観形成に努めます。

（３）環境負荷の低減

①汚濁負荷の低減

- 大気、水質環境、騒音などを監視し、生活環境の保全を図るとともに、有害物質の拡散防止に努め、環境負荷の少ないまちを目指します。

②環境保全への意識高揚

- 環境学習の推進や環境情報の提供、環境保全活動に対する支援の充実を図り、事業者や市民との協働で、廃棄物の削減、再使用、再生利用の推進に努めます。

③地球環境の保全

- 二酸化炭素の排出量を減らし、二酸化炭素を吸収する緑を守り育てることにより、地球温暖化の防止に努めます。また、事業者や市民との協働で、省エネルギー・省資源対策へ積極的に取り組み、持続可能な循環型社会へ移行していきます。

(4) 都市衛生の確保

①市民協働による環境保全

- 各地区衛生組織による一斉清掃や環境衛生パトロール員などによる環境保全活動により、市民協働の美しいまちづくりを進めます。

②ごみ処理の適正化

- ごみの減量化や、再資源化の促進を図るとともに、一般廃棄物処理施設整備の推進や産業廃棄物処理施設の適正な配置と維持管理に努めます。

老朽衛生施設等の整備

老朽化が進む衛生施設等について、予防保全型維持管理と計画的改築推進により、将来に向けた適正な維持管理に努めます。

<主な事業と現状>

	指標名	福島市	飯野町	説明
自然保全	林野総面積(H16)	49,790ha	696ha	自然環境の保全を図ります。
	目標(H22) ※1	49,790ha	—	
緑化事業	一人当たり都市公園面積(H16)	9.59 m ²	※2 (7.32 m ²)	都市緑化の進展を図ります。
	目標(H22) ※1	10.00 m ²	—	
循環型社会	リサイクル率(H16)	13.9%	19.5%	環境負荷の少ない循環型社会の形成を図ります。
	目標(H22) ※1	19.0%	—	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然と親しみふれあえる施設の整備 ○ 緑の基本計画の再編 ○ 公園・緑地の整備 ○ 環境基本計画の再編 ○ 3R運動の推進 ○ クリーンエネルギーの導入促進 ○ 環境衛生パトロールの強化 ○ 一般廃棄物処理基本計画の再編 				

※1 福島市総合計画後期基本計画の平成22年目標値を参考に表示しています。

※2 飯野町は都市計画区域を有していないため、その他の公園面積を参考に表示しています。

2) 歴史の息づくまちづくり

<現状と課題>

地域の特色ある文化芸術活動と伝統文化、文化遺産の保存と活用は、市民一人ひとりが、真にゆとりと潤いのある、豊かな生活を実現する上でも、また、地域への誇りや愛着、連帯感などを強め、地域社会を活性化する上でもきわめて重要です。

新市には、多くの史跡、文化財、伝統文化が残っており、これらの歴史的・文化的遺産を大切に保全し、次世代へと継承していくために、その体制整備と活用に取り組む必要があります。

また、市民の芸術文化活動の振興と新たな文化の創造に向けて、市民の主体的な活動を支援するとともに、まちづくりに活用していくことが必要となっています。

【 方向性 】

2) 歴史の息づくまちづくり

【 主要施策 】

(1) 市民文化の振興

<主要施策の概要>

(1) 市民文化の振興

①文化活動の振興

- 古閑裕而記念音楽祭などにより、全国に情報を発信していきます。
- 優れた芸術・文化を鑑賞できるように、芸術文化事業の充実に努め、文化団体の支援や指導者の養成などに努めます。
- 市民の自主的・創造的な芸術文化活動の促進に努めます。

②伝統・文化の継承

- 無形文化財、伝統文化を支援し、伝統文化の継承に努めます。また、伝統行事の充実に努めます。
- 伝統文化など体験学習の機会を提供して、自主的な学習活動の支援に努めます。
- 宮畑遺跡や和台遺跡などの文化遺産を、市民との協働により全国に誇れる史跡として整備・活用していきます。

<主な事業と現状>

	指標名	福島市	飯野町	説明
宮畑遺跡史跡 活用整備事業	進捗率 (H16)	20.0%	—	参加体験型の新たな教育文化施設として、宮畑遺跡の整備を図ります。
	目標(H22) ※1	100.0%	—	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 芸術・文化活動の促進 ○ 宮畑遺跡史跡活用整備事業の推進 ○ 和台遺跡公園整備事業の推進 				

※1 福島市総合計画後期基本計画の平成 22 年目標値を参考に表示しています。

4 生きがいと個性あふれる人間尊重のまち（人）

1) 個性あふれ人が輝くまちづくり

<現状と課題>

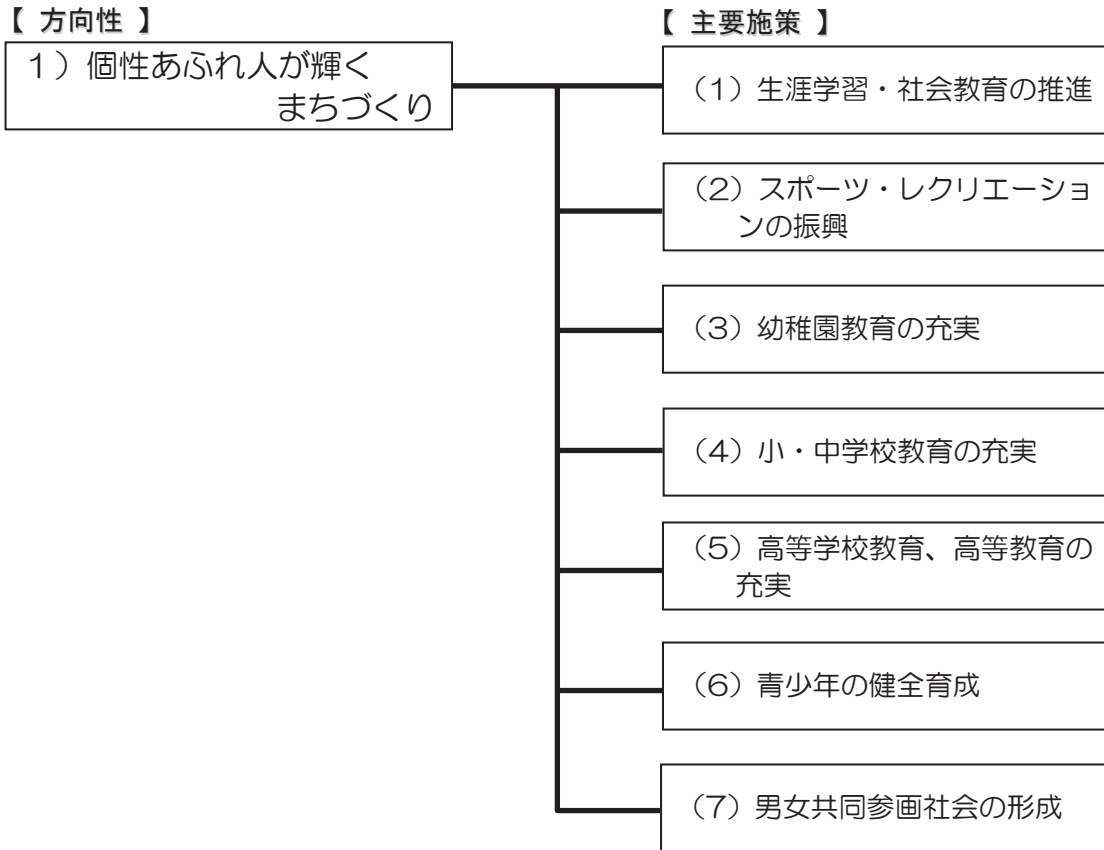
市民が健康で豊かな生きがいのある人生を過ごすためには、子どもから高齢者までライフステージに応じた学習やスポーツ・レクリエーションに親しむことが重要となります。そのため、行政のみならず、家庭、学校、地域と民間などが連携を図り、市民の個々人の多種多様なニーズに対応することが必要となっています。

幼児教育および学校教育は、子どもたち一人ひとりが、個人として自立し、個性や才能を伸ばすために、重要な役割を担っています。今後も教育内容や教育環境の充実を図るとともに、心身とも健康な成長を促すため、体力づくり、メンタルヘルス対策、学校給食などの充実が必要となっています。

また、次世代を担う幅広い知識や専門性を備えた人材を育成するため、高等学校教育、高等教育の一層の充実が必要となっています。

一方、核家族化の進展や地域コミュニティの連帯感の希薄化などにより、家庭や地域の子育て機能の低下が問題となってきたことから、学校、家庭、地域、関係機関が連携しながら、青少年の健全育成に取り組むことが必要となっています。

市民一人ひとりの基本的人権が尊重され、心豊かに暮らせるためには、男性も女性も、それぞれが社会、家庭、地域において責任を担っていくとともに、対等なパートナーとして暮らすことが重要であり、あらゆる場面で総合的に男女共同参画を推進することが必要となります。



<主要施策の概要>

(1) 生涯学習・社会教育の推進

①生涯学習事業の推進

- 関係機関、団体などとの連携強化や生涯学習ボランティア活動支援を行うとともに、生涯学習振興計画の推進や相談体制の充実を図り、市民一人ひとりが、いつでも、どこでも、学ぶことができる環境づくりに努めます。

②社会教育事業の推進

- 地域の特性を活かした市民協働による社会教育の充実と、多様な学習機会の提供、指導者の養成に努めます。

(2) スポーツ・レクリエーションの振興

①スポーツ・レクリエーション活動の普及・促進

- 市民一人ひとりの健康の増進や市民相互の親睦や連帯感を深めるとともに、地域に根ざした生涯スポーツ推進のため、小・中学生のスポーツの充実など、レクリエーション活動の普及・促進に努めます。
- 各種大会の開催や指導者育成、団体への活動支援を行い、スポーツ人口の拡大と競技力の向上に努めます。
- 学校体育施設の有効活用などにより、スポーツ・レクリエーション施設の整備や効率的な管理に努めます。

(3) 幼稚園教育の充実

①教育内容の充実

- 幼児の発達や学びの連続性を踏まえ、地域や、保育所、小学校との連携の強化により幼稚園での教育内容の充実に努めます。

②教育環境の充実

- 教職員の資質や専門性の向上を目指した研修体制の拡充を図るとともに、施設・設備の充実に努めます。
- 「預かり保育」の拡充、障がいのある幼児の受け入れ、3年保育の実施、就学前の教育・保育を一体とした幼児教育のあり方検討など、幼児教育の機会の拡充に努めます。

(4) 小・中学校教育の充実

①教育環境の充実

- 家庭・地域との連携により特色ある学校づくりを進め、豊かな人間性の育成と確かな学力の向上に努めます。また、校舎の耐震補強などを行い、安全な学校づくりに努めます。
- 少子化などの社会環境の変化に対応した望ましい学習環境を確保するため、施設・設備の整備充実を図るとともに、メンタルヘルス対策などの充実に努めます。
- 一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行うとともに、就学相談・就学指導の充実に努めます。

②国際的な人材の育成

- 外国語教育の充実などにより、国際社会の変化に柔軟に対応でき、互いの文化や意識の違いを認め合える国際性豊かな人材の育成に努めます。

③食育の推進

- 学校給食の充実により、体と心の両面から健康の保持推進を図るとともに、家庭・地域と連携し、望ましい食生活の維持・定着に努めます。

(5) 高等学校教育、高等教育の充実

①高等学校教育の拡充の支援

- 高等学校教育の拡充の支援を図るとともに、私学振興に努めます。

②高等教育の拡充の支援

- 高等教育機関の機能充実や地域との連携強化により、教育機会の拡充の支援に努めます。

(6) 青少年の健全育成

①青少年育成環境の整備

- 相談体制の整備や、学校、警察など関係機関や団体とのネットワークの形成を行い、家庭、学校、地域と連携し、一体となって青少年の健全育成に努めます。

(7) 男女共同参画社会の形成

①男女共同参画社会の形成

- 市民一人ひとりの基本的人権が尊重される社会づくりに努めます。
- 家庭、学校、地域社会、職場など、あらゆる分野における男女共同参画が促進される暮らしやすい社会システムの構築に努めます。

②支援推進体制の強化

- 労働の分野において就業機会の拡大や就業条件の整備により、男女が共に働き続けられる体制の整備に努めます。

<主な事業と現状>

	指標名	福島市	飯野町	説明
図書館事業の推進	図書貸出冊数 (H16)	928,895 冊	1,483 冊	資料・情報の提供や学習活動の支援など図書サービスの充実を図ります。
	目標 (H22) ※1	1,050,000 冊	—	
体育施設運営管理	施設数 (H16)	36 施設	2 施設	体育施設の有効活用により、競技スポーツおよび生涯スポーツの振興を図ります。
男女共同参画社会	女性委員の登用率 (H17)	25.2%	15.5%	市政における政策や方針決定の場への女性の参画を図ります。
	目標 (H22) ※1	40.0%	—	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 生涯学習推進体制の充実 ○ 多様な学習機会の提供 ○ 市民体育祭の開催 ○ 体育施設管理運営事業の推進 ○ 幼稚園預かり保育の推進 ○ 特色ある学校づくり事業の推進 ○ 校舎等耐震補強等事業の推進 ○ 学校給食施設・設備の充実 ○ 高等教育機関の連携 ○ 男女共同参画プランの再編 				

※1 福島市総合計画後期基本計画の平成22年目標値を参考に表示しています。

2) 誇りあふれるまちづくり

<現状と課題>

市民の価値観が変化し、ニーズが高度化・多様化する中で、地域の特色に応じた自主的なまちづくりが進められています。

新市には、町内会などまちづくりを進める様々な形態の住民組織があり、行政の及ばない公益的活動や身近なことを自ら担おうとする、いわば新しい「公」の担い手としてのNPOの登場など、地域社会の形成へ積極的に取り組もうとする住民意識の高まりがみられます。

そこで市民と行政が対等なパートナーとして互いの立場や役割を尊重し、協働の意識を高めるとともに、市民の自主的、主体的な活動を支援することが必要となっています。

【 方向性 】

2) 誇りあふれるまちづくり

【 主要施策 】

(1) 地域コミュニティ活動の推進

<主要施策の概要>

(1) 地域コミュニティ活動の推進

①地域コミュニティの形成

- 市民が地域に愛着と誇りをもてるような地域コミュニティの構築に努めます。
- 市民が、自主的・主体的に活動できるように、町内会などの住民自治組織やNPO、ボランティア団体などの市民活動団体の活動を支援します。

<主な事業と現状>

	指標名	福島市	飯野町	説明
町内会・行政区	組織 (H16)	839 町内会 26 地区町内 会連合会	41 行政区	地域住民の自主活動や地域コミュニティ活動の充実を図ります。
市民活動サポートセンター	箇所数 (H16)	1 箇所	—	協働の担い手の育成と市民活動の支援を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治振興協議会の設置 ○ 協働のための情報共有化 ○ 住民自治組織への支援 ○ 市民まちづくり支援事業の推進 ○ 市民活動サポートセンターの利用促進 				

5 知恵と技が映える元気なまち（活力）

1) 活力あるまちづくり

<現状と課題>

新市の農業は、近年、輸入農産物の増加や農家の兼業化も相まって農業産出額は減少傾向にあります。また、後継者不足・農業就業者の高齢化などにより耕作放棄地が増加していますが、くだもの、米、野菜、タラノメなど地域の特性を活かした多様な農業生産が営まれており、特にくだものは全国有数の産地となっています。

また林業は、木材価格の低迷や担い手の高齢化などにより経営環境は厳しい状況にあります。環境保全、森林保養など森林に対する社会ニーズは増加しています。

新市の工業は、長引く景気低迷や企業の海外への生産拠点のシフト・集約化などの影響により、事業所数、従業者数、製造品出荷額ともに減少傾向にあります。依然として県内有数の高い工業集積があり、教育・文化、行政、商業、医療などの高次都市機能を活かした産学官連携や地場産業の活性化に向けた取り組みが期待されています。

新市の商業は、高速交通網の整備により都市間競争が激化し、郊外型大型店の進出、さらには消費者ニーズの多様化などの大きな変化への対応が迫られています。従業者数、商店数および年間販売額は年々減少しており、特に卸売業が大幅に減少しています。このような状況の中、中心商店街ではイベント事業などによる魅力ある商店街の形成への取り組みが進められています。

これからは、新市の産業活力の向上を図るため、第一次産業と第二次、第三次産業との結びつきを強化し、産学官の連携などにより地域力を活かした独自性のある新たな産業の育成に努めることが必要となっていきます。さらに、豊かな自然と文化を守りながら、一次産品を活かした個性的で魅力あるまちづくりを進め、観光客の誘致や都市部との交流を深めることが必要となっています。

【 基本方針 】

1) 活力あるまちづくり

【 主要施策 】

(1) 農林業の振興

(2) 工業の振興

(3) 商業の振興

< 主要施策の概要 >

(1) 農林業の振興

①後継者の育成および農用地の有効活用

- 関係団体との連携・協力による農業経営環境の整備により、新規就農者や認定農業者などの意欲ある担い手の育成に努めるとともに、優良農地の確保や耕作放棄地の有効活用を図ります。また、一般企業など農業以外から農業への新規参入者の受け入れ体制整備に努めます。

②生産基盤の整備と経営の安定化

- 生産基盤などの整備と、施設の近代化を行い、生産性、収益性の高い農業の実現により、地域農業・農村地域の活性化に努めます。
- 環境に配慮した生産対策の強化や高付加価値型農業の推進と、生産・加工から販売まで一体的な安全・安心な農産物の生産の振興により、農業経営の安定化を図るとともに、独自の地域に根ざした農政の展開に努めます。

③林業の振興

- 林業従事者の育成と、造林・保育事業や病害虫の防除などにより、森林資源の保全・育成に努めます。
- 林道の整備など、林業生産基盤の整備を推進し、林業生産の合理化に努めます。
- 環境保全、災害防止、保健休養などの、公益的な機能を発揮する森林整備に努めます。

(2) 工業の振興

①地場産業の振興

- 人材育成や技術力の向上を図り、経営革新への取り組みを支援し、地場企業の振興や競争力の強化の推進に努めます。

②工業基盤の整備と企業誘致の推進

- 優遇制度の充実などによる企業誘致の強化と工場配置の適正化を図るとともに、工業基盤の整備に努めます。
- 情報や環境産業などの先端技術型企业、医療・健康福祉関連産業などの企業誘致に努めます。

③新たな産業創出の促進

- 産学官の連携、産業間・異業種間交流、広域的連携により、新たな産業創出の支援に努めます。

(3) 商業の振興

①商業近代化の促進と経営環境の改善

- 商業環境の変化に的確に対応し、卸売業、小売業、サービス業の近代化の推進に努めます。
- 地域の特性を活かした商店街の活性化など、魅力ある商業地の形成の促進に努めます。
- 商店会などの組織や人材の育成・強化を図るとともに、経営指導と中小企業融資制度の充実に努めます。
- 地域の農業・工業と商業の連携を強化し、新たな特産品の開発と販路拡大など特徴ある商業活動の推進に努めます。

②流通業の振興

- 多様化する物流ニーズに対応する効率的な流通機構の整備を促進します。また、中央卸売市場の機能充実を図り、安全で安心な生鮮食料品などの安定供給に努めます。

<主な事業と現状>

	指標名	福島市	飯野町	説明
農業担い手の育成確保	認定農業者数 (H16)	356 人	18 人	地域農業の担い手として認定農業者の育成・確保を図ります。
	目標(H22) ※1	500 人	—	
農用地の有効活用	耕作放棄地面積 (H16)	1,508ha (25.0%)	198ha (37.0%)	耕作放棄地の再生などにより農業担い手への優良農用地の集積を図ります。
企業誘致の推進	立地企業数 (H16)	79 事業所	3 事業所	工業団地内への企業誘致を図ります。
	目標(H22) ※1	89 事業所	—	
商店街イベント助成	事業対象件数 (H16)	27 団体	2 団体	商店街の活性化のため、商店街などが実施するイベント事業の支援を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 後継者・担い手の確保・育成 ○ 遊休農地の再生・活性化 ○ 農林業生産基盤の整備 ○ 農産物の新開発・販路拡大 ○ 造林・保育事業の推進 ○ 工業振興計画の再編 ○ 地場産業の育成 ○ 新事業創出の支援 ○ 産学連携による製品化支援事業等の推進 ○ 商店街共同施設事業の推進 ○ 商店街イベント支援事業の推進 				

※1 福島市総合計画後期基本計画の平成 22 年目標値を参考に表示しています。

2) 楽しく働けるまちづくり

<現状と課題>

景気に回復の兆しは見受けられるものの、以前として女性や中高年齢者、障がい者を中心に雇用環境は不安定な状況にあります。また、一方では、若年層の離職や若年層におけるフリーター化やニート化の問題があります。

地域経済を活性化するためには、労働環境に対応した勤労者福祉の充実や雇用の場の確保が必要となっています。

【 基本方針 】

2) 楽しく働けるまちづくり

【 主要施策 】

(1) 雇用の促進と安定

<主要施策の概要>

(1) 雇用の促進と安定

①雇用環境の充実

- 女性、中高年齢者、障がい者も含めた雇用の促進と安定を図り、就労環境の充実に努めます。また、若年者の就労意識の高揚に努め、若年層の地元定着に努めます。
- 労働条件の整備と職業能力の開発を促進し、労働環境の充実に努めます。

②勤労者福祉の充実

- 勤労者福祉施設と勤労者福祉制度の充実を図り、勤労者福祉の充実に努めます。

<主な事業と現状>

	指標名	福島市	飯野町	説明
雇用促進 サポート事業 (職場体験研修)	参加事業所数 (H16)	62 社	—	職業選択前の職場体験研修により、就労意識の醸成を図ります。
	目標(H22) ※1	100 社	—	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 雇用促進サポート事業の推進 ○ 障がい者雇用促進 ○ 高校生就職支援事業の推進 				

※1 福島市総合計画後期基本計画の平成 22 年目標値を参考に表示しています。

第4章 新市における福島県事業の推進

1 福島県の役割

福島県は、「福島県市町村行政支援プラン」および「福島県市町村合併支援プラン」において、自主的・主体的な検討の結果、合併する市町村の新たなまちづくりなどを支援することとしています。

また、福島県は、平成12年度に策定した「福島県新長期総合計画『うつくしま21』」の地域別構想において、新市を含む県北地域の将来像を「自然の恵みと都市の魅力が調和した学術研究文化交流圏」とし、吾妻・安達太良山系や阿武隈の山並み、果樹王国ふくしまに代表される豊かな自然の恵みを楽しみながら、教育・文化・行政の高次都市機能の集積や県内有数の工業集積を活かした質の高い知的創造活動が展開される学術研究文化交流圏の形成をめざすとしています。

この地域の将来像の実現に向け、都市部では学術研究文化交流機能の向上、また周辺部では自然環境の維持、保全的活用、環境と調和した治山・治水事業の推進などを図り、さらに、これらをネットワークする基盤整備を促進させることにより、経済・文化面で本県をリードする圏域形成をめざし、「広域の連携、交流の促進強化」、「自然環境に配慮した、安全・快適な社会資本の整備」、「快適でやさしいまちづくり」の視点から県北地域の住宅・社会資本の整備を進めることとしています。

このようなことから、福島県は、福島市、飯野町の合併により誕生する新市のまちづくりを支援することが、県土の発展を図る上からも非常に重要な意義を有していると考え、新市の均衡ある発展をめざして新市と連携を図りながら、必要な支援を行うこととします。

2 新市における福島県の実業

1) 一体性の確保とネットワークの形成

福島市、飯野町が、合併により新市となるため、速やかな一体化と均衡ある発展を図る必要があります。

新市が魅力あるまちづくりを進めるためには、地域内外の特色ある拠点間の連携と交流を図る必要があります。

東北中央自動車道やインターチェンジの早期整備を促進するとともに、高速道路や地域内外の拠点とのアクセス性を高めるため、交通ネットワークの要となる国道、主要地方道、一般県道などの整備を推進します。

また、市街地の円滑な交通の確保や、安全・快適な生活環境を実現するため市街地の形成を支援します。

さらに、情報通信地域格差を是正するとともに、地域内外との情報ネットワークの形成を促進します。

2) 自然と共生したまちづくりの推進

新市の安全で快適な生活基盤を守るためには、自然環境に配慮したまちづくりが必要です。

快適な生活環境を確保するため、阿武隈川上流流域下水道の整備を計画的に進めるとともに、県北地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の拠点として、あづま総合運動公園の整備を図ります。

集中豪雨等が生じても新市の住民が安心して生活できるよう、河川改修事業などを進めます。

土砂災害を未然に防止し安全で安心できる地域の暮らしを支えるため、砂防事業などを進めます。

森林のもつ多面的機能を高度に発揮させるため、森林施策の推進と基盤となる林道の整備を一体的に進めます。

自然から多くの恵みを受けている農業は、振興を図る必要があります。

農道整備、用排水路整備、ため池整備、湛水防除など、生産性向上のための農業生産基盤の整備を行います。これと併せて活力ある農村づくりを促進するため、農村生活環境の整備を推進していきます。

第5章 公共的施設の適正配置と整備

公共的施設の適正配置については、一体的、かつ効率的なまちづくり、市民サービスの維持・向上という観点から、地域コミュニティとの役割分担や、これまでの各地域の成り立ち、特殊性に留意しながら、各地域でバランスある配置となるよう検討することが必要です。

その際、市民生活に急激な影響を及ぼすことのないよう、各地域の住民の要望を十分踏まえるとともに、財政事情にも考慮しながら、段階的に再編および見直しを図ることを基本とします。

なお、福島市役所を本庁舎とし、飯野町役場は支所として存続します。住民サービスの低下を招かないよう十分配慮し、電算処理システムの統合やネットワーク化など必要な機能の整備を図ります。

第6章 施策の推進に向けて

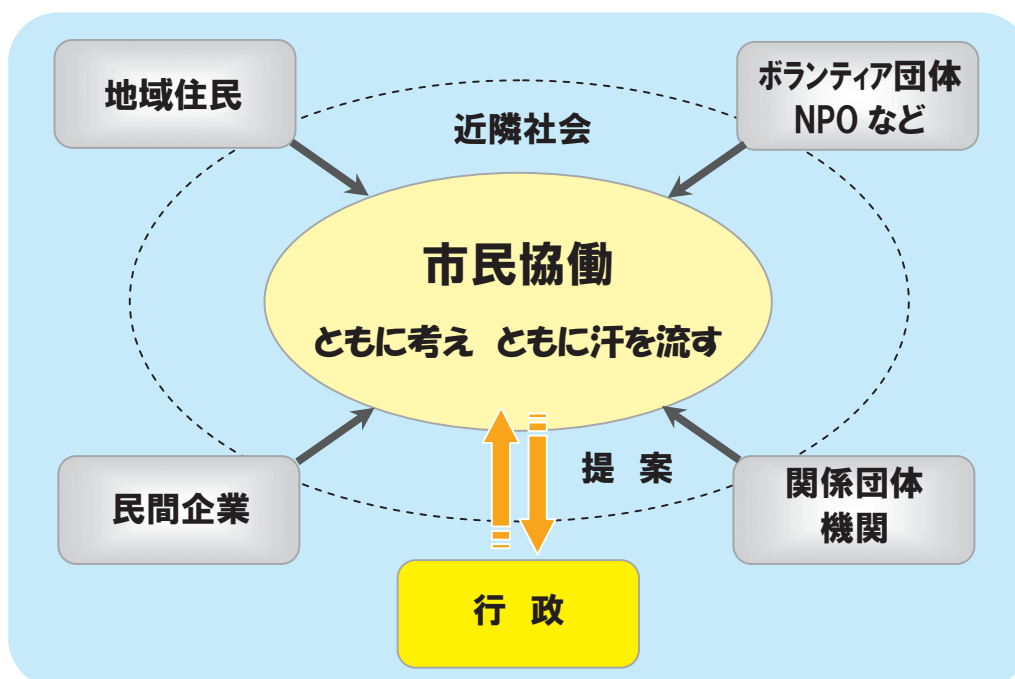
1 市民協働によるまちづくり

1) 市民協働型まちづくり

新市が効率的・効果的なまちづくりを行うためには、地域社会の形成へ積極的に取り組もうとする住民意識の高まりに迎え、これまでの行政主導のまちづくり（団体自治）から、それぞれの特性に応じて住民と民間企業と行政が一定の役割と責任を分担しあう協働型のまちづくり（住民自治）を推進する必要があります。

これまででは地域社会の中で発生する様々な問題のうち、公共的問題については、行政が中心となって解決を図ってきましたが、これからは、地域住民、ボランティア団体、NPO、さらに民間企業などがそれぞれに連携しあい、それぞれの持ち味を活かして問題解決をめざすことが大切です。

新市には、地域の良いところや悪いところを理解し、地域への愛着と誇りを持った住民や民間企業などのまちづくりの担い手がいます。それらの人々が持つ能力を活かしながら、一つの目標に向かって自らの役割と責任を自覚し、「ともに考え、ともに汗を流し」ながら、まちづくりを一体的に推進することが重要です。



＜主要施策の概要＞

(1) 協働のまちづくりの推進

①協働の意識づくり

- 市民と行政とが、互いに対等なパートナーとして理解し認め合い、役割分担を行い、責任と成果を共有することができるよう協働の意識づくりに努めます。

②協働のための情報共有化

- ホームページや広報などの充実により、市民と行政とが、お互いに情報を共有できる環境づくりの推進に努めます。
- 市民ニーズの的確な把握を行うため、懇談会や説明会などの積極的な開催に努めます。

③協働の取り組みへの支援

- まちづくりへの参加のきっかけとなるような市民と行政の協働による事業の開催に努めます。
- 町内会などの住民自治組織の活性化や活動支援の充実努めます。
- 市民や市民団体が行う協働の取り組みの積極的な支援に努めます。

2) 地域別まちづくりの推進

地方分権の時代を迎え、自らのまちづくりに関して、権利や選択の幅が広がったと同時にその責任も拡大しています。このような中、新市の将来像を実現していくためには、「第3章 新市のまちづくりの施策」で掲げた施策を実施していくこととあわせ、地域（住民）の力を最大限に発揮していくことが必要です。

福島市の地域においては、17の地区でそれぞれの地域住民が参加して地区まちづくり懇談会を開催し、地域の特性や課題、まちづくりの方向性について意見をまとめ、地域別まちづくりを策定しました。

合併後、飯野町の地域においても、地域住民の共通の目標を地域住民が自ら考え示すため、地域別まちづくりを策定します。

3) 地域審議会の設置

合併すると、行政区域の拡大に伴い、住民と役場の距離が大きくなり、住民の意見が合併後の市の施策に反映されにくくなるのではないかと懸念があり、これが合併の推進に対する不安の要素として言われてきました。

このことに対応し、それぞれの地域の実情に応じた施策の実施に対して、よりきめ細やかに住民の意向を反映する方法の一つとして、平成11年7月の合併特例法の改正により地域審議会の制度が設けられました。

地域審議会は、合併関係市町村の協議により、合併市町村に、合併関係市町村の区域ごとに置くことができるもので、新市の長の諮問に依りて審議し、又は必要と認める事項について新市の長に意見を述べる地方自治法に基づく附属機関です。地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織および運営に関して必要な事項についても、合併関係市町村の協議により定められます。

新市においては、合併新法第22条の規定に基づき、合併後速やかに飯野町の区域に地域審議会を設置します。

4) 自治振興協議会の開催

福島市の地域においては、地域の振興並びに地域住民の福祉増進を目的として、地域内の各種機関・団体の連絡調整をし、地区内要望・意見のとりまとめを実施してきました。また、飯野町の地域においても、町政懇談会を開催してきました。

合併後は、福島市の制度に合わせ飯野町の地域においても町内会長など、地区内団体の代表者などで構成する自治振興協議会を開催します。

2 行政運営の効率化

高成長時代から低成長時代に移行し、核家族化、就業形態の変容、技術革新などが進展する中で、生活にゆとりが生まれましたが、バブル経済の崩壊などを経験し、人々は、「量」から「質」、「もの」から「こころ」へと価値観やライフスタイルを変えてきています。また、一方では、現実的なものや身近なものへの期待が大きくなり、地方自治体への住民ニーズも多様化、複雑化、高度化してきています。

また、国・地方を合わせた債務残高が平成 17 年度末には約 800 兆円に達するなど、わが国の財政は危機的状況にあるとされています。

これに対し国は、これまでの仕組みを維持できなくなり、中央省庁等の再編をはじめとして、特殊法人改革など本格的な財政構造改革に着手し、その一方で、地方行政に対しては、三位一体の改革などによる地方交付税・補助金等の削減や市町村合併などにより変革を求めてきています。

これまでは全国画一的な公共サービスの提供がなされてきましたが、国・地方とも財政が逼迫し財源に限られる中で、これらの多様な住民ニーズに応えるためには、住民に一番身近な自治体である市町村がより主体的・自立的な行政運営が可能となるように行財政基盤を強化する必要があります。

1) 行財政基盤の強化

①行政改革の推進

- 合併後、両市町の行政改革大綱を再編し、行政改革の推進に努めます。
- 組織機構の見直しなどにより、組織の一体化と改善に努めます。
- 定員適正化計画を策定し、適正な職員定員の管理に努めます。
- 高度化・専門化する行政需要に対応できるように、職員の研修を強化します。
- 事務事業の達成度や住民満足度を意識した事務管理の適正化に努めます。

②健全な財政運営の推進

- 社会経済の動向に的確に対応した弾力的な財政運営に努めます。
- 課税客体の的確な把握や、収納率の向上などにより自主財源の確保に努めます。
- コスト縮減や財源の重点配分により、効率的な財政運営に努めます。

③事務の一体性の確保

- 電算システムおよび事務処理は、住民サービスの低下を招かないように調整し一体的推進に努めます。

第7章 財政計画

1) 前提条件

財政計画は、合併後の20年間の財政見通しとして、歳入・歳出それぞれの項目の過去の実績等により、福島市中期財政収支見通しおよび飯野町財政健全化計画に基づき、今後も健全な財政運営を行うことを基本として、合併の影響を勘案しながら推計し、普通会計ベースで作成しました。

今後、地方分権改革進展により、制度改正が生じるものと予想されますが、本推計にあたっては、現行の行財政制度を基本としました。

2) 主な設定

(1) 歳入

① 地方税

- ・福島市中期財政収支見通しおよび飯野町財政健全化計画を基に、人口等の推移を考慮しながら推計しました。

② 地方交付税

- ・福島市中期財政収支見通しおよび飯野町財政健全化計画を基に、合併特例の影響等を考慮しながら推計しました。

③ 国・県支出金

- ・扶助費、投資的経費については、歳出に連動して推計しました。
- ・県から移管される飯野町の生活保護費等分の増額を見込みました。

④ 繰入金

- ・収支不足額を基金（財政調整基金・減債基金）から繰り入れました。

⑤ 繰越金

- ・前年度剰余金としました。

⑥ 地方債

- ・投資的経費に連動して推計しました。

⑦ その他の歳入

- ・福島市中期財政収支見通しおよび飯野町財政健全化計画以降は固定しました。

(2) 歳出

①人件費

- ・職員給与総額を約 10%削減しました。
- ・合併に伴う特別職、議会議員数の減員を見込みました。

②物件費

- ・物件費を約 10%削減しました。

③扶助費

- ・人口の推移により推計しました。

④積立金

- ・繰越金の 2 分の 1 を基金（財政調整基金・減債基金）に積み立てました。

⑤繰出金

- ・老年人口の推移により介護保険等を推計しました。

⑥投資的経費

- ・前年度の投資的経費に繰越金の 2 分の 1 を加算しました。

⑦その他の歳出

- ・福島市中期財政収支見通しおよび飯野町財政健全化計画以降は固定しました。

(3) 基金

地方自治法第 241 条に基づく基金のうち、年度間の財政調整機能を持つ財政調整基金と地方債の償還を計画的に行うために設けられる減債基金を想定しました。

3) 新市の財政計画

【歳入】

(単位:百万円)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
地 方 税	41,215	40,570	41,111	41,012	40,913	40,815	40,717	40,618	40,498	40,379
地 方 譲 与 税 ・ 交 付 金	5,404	5,269	5,341	5,341	5,341	5,341	5,341	5,341	5,341	5,341
地 方 交 付 税	11,562	12,654	12,436	11,953	11,994	12,036	11,327	11,303	11,127	11,055
分 担 金 担 及 び 金	1,247	1,341	1,436	1,436	1,436	1,436	1,436	1,436	1,436	1,436
使 用 料 及 び 手 数 料	2,031	2,031	2,031	2,033	2,033	2,033	2,033	2,033	2,033	2,033
国 ・ 県 支 出 金	11,865	11,999	11,879	13,583	13,582	13,541	13,588	13,642	13,704	13,865
財 産 収 入 ・ 寄 附 金 ・ 諸 収 入	3,459	3,543	3,505	3,505	3,505	3,505	3,505	3,505	3,505	3,505
繰 入 金	4,454	5,183	5,501	450	74	9	38	56	96	137
繰 越 金	28	44	33	0	0	383	441	587	1,383	1,399
地 方 債	4,240	3,150	3,294	5,545	5,542	5,542	5,599	5,665	5,754	5,961
合 計	85,506	85,785	86,567	84,857	84,420	84,641	84,024	84,186	84,877	85,110

※端数処理により誤差が生じる場合がある。

【歳出】

(単位:百万円)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
人 件 費	17,610	17,567	17,943	17,255	16,619	16,946	16,905	16,395	16,281	16,338
物 件 費	13,023	13,127	13,231	11,863	11,719	11,219	11,075	11,075	11,075	11,075
維 持 補 修 費	2,072	2,093	2,113	2,113	2,107	2,107	2,107	2,107	2,107	2,107
扶 助 費	14,434	15,190	15,942	15,941	15,940	15,938	15,937	15,935	15,920	15,904
補 助 費 等	3,939	3,971	3,928	3,928	3,928	3,922	3,922	3,922	3,922	3,922
公 債 費	10,296	9,862	9,780	10,162	10,074	9,697	9,098	8,576	8,284	8,274
積 立 金	182	345	96	0	0	315	221	294	692	699
投 資 及 び 出 資 金 ・ 貸 付 金	1,561	1,562	1,562	1,562	1,562	1,562	1,562	1,562	1,562	1,562
繰 出 金	10,043	10,214	10,211	10,264	10,317	10,370	10,423	10,476	10,524	10,571
投 資 的 経 費	12,302	11,842	11,760	11,768	11,770	12,125	12,187	12,460	13,111	13,770
合 計	85,462	85,774	86,567	84,857	84,036	84,200	83,437	82,802	83,478	84,223

※端数処理により誤差が生じる場合がある。

【収支と基金・地方債残高】

(単位:百万円)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
収 支	43	11	0	0	383	441	587	1,383	1,399	887
基 金 残 高	2,453	2,546	1,933	1,483	1,409	1,715	1,898	2,135	2,731	3,293
積 立 金	114	212	7	0	0	315	221	294	692	699
基金取崩額	296	118	620	450	74	9	38	56	96	137
地 方 債 残 高	93,246	88,517	83,817	78,244	75,568	73,196	71,400	70,143	69,233	68,517

※端数処理により誤差が生じる場合がある。

【歳入】

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
地 方 税	40,200	40,200	39,800	38,700	38,700	38,800	38,100	38,300	38,200	37,500
地 方 譲 与 税 ・ 交 付 金	6,994	6,949	8,894	8,559	8,559	8,559	8,559	8,559	8,559	8,559
地 方 交 付 税	11,750	10,991	10,129	10,800	11,000	10,400	10,500	10,600	10,700	10,800
分 担 金 及 び 負 担 金	1,258	1,314	1,317	1,320	1,322	1,325	1,328	1,331	1,334	1,337
使 用 料 及 び 手 数 料	1,762	1,769	1,769	1,769	1,769	1,769	1,769	1,769	1,769	1,769
国 ・ 県 支 出 金	88,046	47,533	41,816	37,790	38,049	39,172	39,648	40,244	40,680	41,240
財 産 収 入 ・ 寄 附 金 ・ 諸 収 入	3,822	3,833	3,836	3,833	3,837	3,837	3,837	3,837	3,837	3,837
繰 入 金	3,071	3,856	2,793	753	1,281	280	280	280	867	2,188
繰 越 金	2,837	0	0	0	0	0	589	300	99	0
地 方 債	11,081	8,634	8,616	6,378	7,902	8,060	8,221	8,385	8,553	8,724
合 計	170,821	125,079	118,970	109,902	112,419	112,202	112,831	113,605	114,598	115,954

※端数処理により誤差が生じる場合がある。

【歳出】

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
人 件 費	16,696	16,469	15,939	16,204	15,965	15,936	15,908	16,055	15,876	15,859
物 件 費	33,620	14,748	14,601	14,350	14,362	12,907	13,121	13,247	12,950	12,760
維 持 補 修 費	2,038	894	885	870	870	870	870	870	870	870
扶 助 費	23,289	24,092	24,737	25,263	25,840	26,440	27,099	27,823	28,620	29,498
補 助 費 等	15,281	6,704	6,636	6,522	6,528	6,528	6,528	6,528	6,528	6,528
公 債 費	8,245	8,493	8,768	9,072	9,565	9,301	9,126	9,363	9,673	9,892
積 立 金	1,555	578	411	383	395	363	952	364	364	364
投 資 及 び 出 資 金 ・ 貸 付 金	1,740	1,740	1,740	1,740	1,740	1,740	1,740	1,740	1,740	1,740
繰 出 金	13,025	12,904	12,936	13,176	13,465	13,634	13,766	13,978	14,321	14,669
投 資 的 経 費	55,332	38,457	32,317	22,322	23,689	23,305	23,421	23,538	23,656	23,774
合 計	170,821	125,079	118,970	109,902	112,419	111,024	112,531	113,506	114,598	115,954

※端数処理により誤差が生じる場合がある。

【収支と基金・地方債残高】

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
収 支	0	0	0	0	0	1,178	300	99	0	0
基 金 残 高	9,054	6,343	4,758	4,334	3,382	3,385	3,976	3,979	3,395	1,489
積 立 金	5	6	4	4	4	3	591	3	3	2
基金取崩額	950	2,717	1,589	428	956	0	0	0	587	1,908
地 方 債 残 高	88,308	89,311	90,048	88,268	87,514	87,187	87,209	87,176	87,015	86,818

※端数処理により誤差が生じる場合がある。

